

第二十四回国会

法務委員会議録

第三十八号

(八二八)

昭和三十一年五月三十日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 高橋 稔一君

理事池田 清志君

理事高瀬 傳君

理事猪俣 浩三君

理事菊地義之輔君

犬養 健君

林 博君

横井 太郎君

神近 市子君

細田 純吉君

松永 横川

佐竹 重次君

吉田 晴記君

東君

松原 一彦君

戸田 寛美君

長戸 正直君

我妻 栄君

平賀 健太君

古閑 敏正君

上田 守長君

参考人(民事) 検事(民事)

参考人(刑事) 検事(刑事)

法務次官 法務次官

長官 法務官

法務事務官(人) 法務事務官(人)

権擁護局長

委員外の出席者

参考人(民事) 検事(民事)

参考人(刑事) 検事(刑事)

大学教授 大学教授

参考人(財團法

人精神医学研究所付属東京武藏野病院院長)

参考人(財團法

人精神医学研究所付属東京武藏野病院院長)

参考人(日本女子

大学事務局長)

出席政府委員

参考人(民事) 検事(民事)

参考人(刑事) 検事(刑事)

法務次官 法務次官

長官 法務官

法務事務官(人) 法務事務官(人)

権擁護局長

○高橋委員長 これより法務委員会を開会いたします。

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会衆法第五四号、參議院継続審査)

法務行政及び人権擁護に関する件

(東佐養子事件)

専門員 小木 貞一君

承ります。

○我妻参考人 この法案を拝見いたしましたと、二つの要点を含んでおるよう思われます。

たものだから更新をするチャンスを失ったとか、あるいは建物がなくなつたのだから対抗力を失ったといふのは、いわば不可抗力で権利の保全ができないことになるわけであります。

よほど法律をしょつちゅう事間にしておる者でもなかなかわかりにくい。これは臨時処理法を踏襲しておられるの

ですから、臨時処理法がわかれどつて保護しようとすることはもつともできなかつた場合または建物が滅失して対抗力をなく場合、かよな場合に借地権者を保護しようとするのが三條ないし十一条、それから、借家人が接収中占有を失つて対抗要件を欠いた場合の保護が十三条ないし十五条であります。接収中の借地人と借家人を保護しようとするのがこの法案の第一点のように拝見いたします。

第二点は、これとは全然關係のない、

第三点は、これが第二点

でございます。

そこで、この二つの点について私の結論を最初に申し上げますと、第一点については大体賛成いたします。それに反し、第二点には遺憾ながら賛成いたしかねるのであります。

まず第一点から申し上げます。大体賛成すると申しますのは、借地期間が経過いたしましても、建物が存在する

ことは、いさかおそいのではないかと

いう感じがいたします。それから、お

存じますので、ここで規定するとい

うことは、いさかおそいではないかと

いう感覚だと思います。それから、お

そくなつたということは、つまり第三

者が利害關係をその上に築き上げてい

る可能性が多いだらう。それを一挙に

くつがえすといふことが、つまりおそ

きに失するといふように考えられま

す。それから、この法律はなかなか読

みにくく法律であります。確かに矛

盾であります。矛盾であります。それならどうしたらいいかといえば、現

在どれだけ必要性があるのかといふ問

考人の方々は、東京大学教授我妻栄君、以上になっております。出席されました参考人の方々は、東京地方裁判所判事古閑敏正君、以上二名の方々であります。

この際私より参考人各位にございさつ申し上げます。本日は御多用申にもかかわらず当委員会のためわざわざ御出席下さいまして、まだことにありますと申します。厚く御礼を申し上げま

す。接収不動産に関する借地借家臨時処理法案については、すでに御承知のことと思いますが、本法律案は、駐留軍等に接収された土地、建物に関し、その接収の解除後における借地借家關係を調整することを目的としておりま

すが、本日御出席の参考人におかれましては、それぞれ専門の立場から忌憚のない御意見を陳述をしていただきたいと存じます。なお、御意見はおのの三十分程度にお願いいたします。

それでは我妻参考人の御意見を

なつても対抗力を失わないということ

は臨時処理法で規定している通りであります。この二つの点、接収されてい

題だと思います。この第一点についてどうしても争いが多くて法律を作らなくちゃならぬというのなら、多少不備でも早く作らなくちゃならぬといふところになるかもしれません。しかし、そうした事例がそれほど多くないといふのなら、もつとゆっくり法律を作ったらいいじゃないか。とにかく、この法律は、一応合理性を備えているけれども、条文としてはなはだ不備な点が多いといふことは事実でありますから、もっと練り直すか、それとも、あえてそれをやるかということは、今日の必要性によって決定することだと考えられますので、その今日の事情をあまりよく存じておりません私には、最後の結論は出ないのであります。それで大体において賛成申し上げる、こう言ったわけであります。

次に、第二点であります。すなわち本法案の十二条に規定しておるところには賛成いたしかねる、どちら申したのであります。これはなぜかと申しますと、この法案の十二条は、臨時処理法第九条を受けておるのであります。これが、この臨時処理法第九条といふものがすでにはなはだしき特例だと私は考えておるのであります。この第九条は、御存じだと思いますが、前の大正十二年の大震火災のときの借地借家臨時処理法をさらに踏襲しておるようであります。ところが、大正十二年の震災のときに一つ非常に大きな問題が起きた。それは、あの当時東京都内、ことに繁華街では、土地所有者と、それからその土地を借りて家を建てている借地人と、それからその家屋を借りている借家人と、一つの場所に地主と、借地人と借家人と三当事者が関係して

いたわけであります。ところが、大震災で壊滅に帰しましたので、地主はもとより借地人もぼう然としてなすところを知らなかつた。ところが、借家人は家屋に対する権利は持つておられますけれども土地に対する権利は何も持たないわけでありますから、そんにバラックを作るということは法律では許されないはずであります。そこで、しばらくしてから借地人が出て参りましたして、ここはおれの借地だから、お前の方のバラックを取り除かということを申しまして、借地人と借家人との間に深刻な争いが起きました。その当時学者の間に盛んに論争された焼け跡バラック問題といいうのがあるのです。そこで、ちょうど借地借家調停法などがありましたので、いろいろ調査いたしまして、その解決策はおよそ二つありました。一つは、借地人の方で、事情を察して、借地権をバラックを作つた借家人に譲ろう、子うしてバラックを認めていこう。それから、もう一つは、借家人の方で作ったバラックを借地人に移転しまして、そしてそれを借りる、自分の作ったのだけれどもそれを借りるという格好で解決したところもあります。しかしどちらの解決をいたすにしても、いろいろ法律問題を生じました。そこで、臨時処理法の最も大きなねらいの一つは、そういう場合に、バラックを作つた借家人の権利を認めていこう、というのであります。要するに、大正十二年の臨時処理法で

ような特例を設けましたのは、復興を急ぐ、大震災火災の跡を、復興意欲のある借家人あるいは借地人によつて日本を復興していかなくちゃならぬ、そろした緊急の目的のために、法律の原則に多くの例外を認めた特例ができたのだと言わねばならぬと思ひます。そこで、戦争のあとで罹災都市の臨時処理法ができまして、大正十二年の震災後の臨時処理法を踏襲いたしましたのも、おそらく同じような事情があると言えるだらう。戦争で焼けた焼け野原の地所に建物を建てて復興しようとする者は、やはり借家人が一番強い意欲を持つだらう。そこで、その借家の人の権利を保護することによって復興をさせよう。もつとも、借地人が自分で復興するというのなら、その方を優先しよう。とにかく、借家人なり借地人なりの復興意欲に拍車をかけて、戦後の復興をしようというのが臨時処理法の大きなねらいであつたと考えております。言いかえますと、必ずしも借家人あるいは借地人自身を保護しようとしないのではない。地主は高い地代を取つてゐるからけしからぬとか、あるいは家主は高い家賃を取つてゐるからけしからぬ。借家人、借地人を保護しようということだけが当面の目的ではない。結局においては借家人、借地人を保護されることになります。けれども、しかし、もうと大きな理想は、日本の戦災跡の復興、といふところであった。そういうところにあつたればこそ、あの特例が是認されるのだと私は考へてゐるのであります。従つて、今日この法案の第二点を見ますと、事後は全く違うのではないだらうか。もう戦後十年、わが国の経済も相当安定

しておられます。このとき、特に借地人を保護して、そうして復興させねばならぬという日本の必要はないのではないかと私は考えます。そして、その大きな理想がない限りは、この特例をここに承継してくるべきではない、承継してくることは不適当だと言わざるを得ない、と思うのであります。ことに、この第二点のねらつておりますのは、疎開のときに相当の補償を得て譲ったのでありますし、借地権がそのときになくなつた、借家権もそのときになくなつた、ということが明瞭なのでありますから、それを復活させるということは、ますます不適当になると考えるのであります。もつとも、御承知の通り、この臨時処理法は、二十五条の二で、今日ときどき起る大きな火災とかあるいは暴風の災害に見舞われたところにも適用するようになつております。しかし、私は、あの二十五条の二でこの法律の大部分をそつた災害地に適用していくこと自体、はなはだしく疑問を抱いております。もう少し何とかやりようがあるのじゃないかと思いますので、二十五条の二があるからこの法案の第二点が是認されるというわけにも参らないと思つております。

を占えることによって、その第二者がある程度まで保護してあるようありますけれども、そうまでして復活させなければならないという理由は発見し得ないというふうに考えるわけあります。

○高橋委員長　それでは、次に古闘参考人の御意見を承わります。

○古闘参考人　では、私からこの法案について意見を申し上げることにいたします。

ただいま我妻参考人から申されましたように、この法案にはいろいろな問題點があると思いますが、大きくしばしば三條、四條の問題と、それから十二條の問題、この二つになるかと思います。それで、その二点についてこれから私の考え方を申し上げたいと思います。

第一に、三條と四條は、土地が接收された当時の借地権者が、借地権が存続期間の満了によって消滅した場合、それを保護しようとする規定のようであります。そこで、問題になるのは、一体この借地権が存続期間の満了によって消滅するだらうかということなのです。それにつきましては、まず第一に、借地権が接收によって消滅するかどうかという問題がまず先にあるわけであります。この点につきましては、最近の最高裁判所の判例が出ております。昭和三十年十二月二十日であります。この判例は、接收中の土地の借地権は接收解除までは一時的に事実上行使不得の状態に置かれているにすぎないのだから、一時的履行不能にすぎない、借地権は消滅しないのだということであります。それでは、消滅しない借地権が一ヶ月間満了する

○高橋委員長 それでは、次に古閏参考人の方へお尋ねいたします。

古閏参考人 第二者は、ある程度まで保護してあるようありますけれども、そうまでして復活させなければならないという理由は発見し得ないというふうに考えるわけであります。

かどりかどじらういとひしては、この最高裁判所の判例は何も触れておらない。この点につきましては、東京地方裁判所で二つの判決が出ております。

その二つの判決は、いずれも同趣旨なものであります。が、結論から申し上げると、その期間満了によつて消滅しないとする立場をとつております。その理由は、土地工作物使用令の第十一條によつて、権利の行使が期間中停止されると、そろそると、賃貸借の期間もその接収期間中はその進行を停止するのだ、そこで、進行を停止するから期間の満了するということはない、依然として借地権はそのまま存続していくのであるようあります。従いまして、だといふ解釈をとつています。それで、参考資料を拝見しますと、日本弁護士連合会ではこの意見に全面的に賛成されておるようあります。従いまして、その意見をとりまして、せつかくこの法案を作つても、この法案は実は適用する余地がなくなつてしまふといふことになるわけであります。消滅した者は「」といつていまますから、それを消滅しないのだといふ解釈をとれば、二条、四条は適用の余地がなくなつてしまつという結果になるわけであります。そういう有力な解釈があるということを前提にしますと、この法案はこのままの形で書くのはまずいのじゃないか、少くともそういう解釈があるといふことをよく考慮に入れて書き直されないと、思つた通りの保護はかえつて与えられないのではないかといふことが言える。

くお述べたなりましたようだ、臨時処理法九条をそのままで持つてこようとは疑いがないと思うであります。申しますのは、臨時処理法の九条では、疎開建物の所有者であるとか建物の借主であるとか、元来借地権に全然関係のない者にまで権利を認めているのであります。そのことは、臨時処理法がその借地権を保護するという目的ではなくて、むしろ戦災後の荒廃した土地になるべく建築を復活させようという趣旨が非常にはつきりしていると思うであります。借地権者は、疎開建物の所有者とか建物の借主とかと違いまして、一応そこに権利があつたのではないかということが言えるかと思ひます。しかしながら、借地権者は強制疎開の際に補償を受けているわけであります。東京の例を申し上げますと、第五次の強制疎開では建物の所有権の価格、それから借地権の価格を別々にはつきり取り上げまして、それでその価格を評価して補償していく。ですから、その点は非常にはつきりしておる。ただ、問題になるのは、第六次強制疎開なのであります。第六次強制疎開は建物の価格と借地権の価格を一緒に込みにいたしまして一本で補償しております。そこで、第六次強制疎開については借地権の補償がないのではないのかといふことが主張されまして、そうした訴訟が東京地方裁判所にございましたのであります。これに対し、東京地方裁判所の大部分の判決は、その補償については建物の所有権の価格だけでなしに借地権の価格が十分

に含まれて考慮されてその中に入ります。この点はほとんど裁判所の確定した問題と言つてよろしいかと思ひます。ですが、現在ではそういうふうな主張をしてくる人はないようであります。そういうふうにしますと、借地権者は、先ほど申し上げた疎開建築の所有者あるいは建物の借主と同様に考えて差しつかえないと、現在疎開建築の所有者であるとか建物の借主の人々にまでこういう権利を認められる方がいいという見解はちょっと困難かとも思つてあります。で、この法案ではそこまでは権利を認めておられないのあります。ただ借地権者が十二条に書かれているようではあります、そういうふうに考えますと、借地権者だけを特にそりやつて保護する実益はないのではないか、かようじを考えるのであります。

○高橋委員長　以上で参考人各位の御意見の発表は終りました。

次に、参考人に対する質疑に移ります。
○椎名隆君。
　兩先生に一つだけお伺いいたします。

第一点は大体問題がないので、第二点の強制疎開の問題でございますが、あの当時ににおける強制疎開はいわば命令であります。疎開者の自由意思といふのはほとんど認められなかつた。しかも、疎開に対する補償といふものも、国で決定せられまして、きわめて少かつたのであります。その補償はどこから出されたかといふと、結局國から出した。土地を持っている地主から出しているのではないのであります。今まで借地権が設定せられておりまして、強制疎開で國の負担によ

てその借地権がいわば取り去られて、そしてさら地そのものをもとの土地の所有者にやる、もとの土地の所有者をそこまで国がかばう必要もないだらうと思うのです。いわんや、戦争が終了した後においては、もとの借地権者が優先的に借地の申し出をなさめること、むしろ社会における公平の観念から言って適正ではないでしようか、補償をもらつたと申しましても、その補償の中からは税金も含まれておりますし、疎開者の手の中に入った金はきわめて少かつた。いわんや、戦時補償特別法が何ができる、道路になつたり、あるいは公共的、たとえば水等に使用せられたものはそのままになつておりますが、少くとも戦争後そのままあき地になつてゐるという場合においては、もとの借地権者にその土地を貸し与えているというのが普通の状態であることを等から見ても、ひととの土地の所有者にのみ利益を得せしめるべきでなく、借地権者、疎開者に当然優先的に土地の賃借を認めるところは、私は適正のように思うのですが、そうじゃないでしょうか。

で回収するということは考えられるかもしれない。しかし、借地人と地主との間で問題を片づけるというのは、必ずしも公平でないと私は思います。それから、ちょっと御質問から離れるかもしませんが、戦争のときには非常に多くの人あるいは日本人全体が多かれ少なかれ損害を受けておるわけです。その損害が非常にひどいところも、比較的少いところもあります。そうして国家はある部分はいろいろな形で補償しておるわけですが、その補償も必ずしも公平ではないかもしません。しかし、すぐ隣の、自分にすぐ近いところの人が補償をもらつておるから、こっちにも補償しなければ公平にならない、こう言い出しありましたら、だんだん補償の範囲が多くなってしまつて、結局この敗戦という日本人全体がこうむった損害を国家が全部補償してやらなければならぬというところに落ちついていくのではないか。それでは日本の復興ということはとうていできないと私は考えております。御質問とはちょっととのがはざれるかもしませんけれども、しかし、やはり戦争のために多かれ少なかれみんなが損害をこうむつたのでありますから、それをすべてを公平にということは無理じゃないかというようなことも考えております。

○古闘参考人 強制疎開に対する補償が少いのではないかという疑問は、今日の事態になつてみまするとそういうことがあります。なお、防空法九条によりますと、その補償額について不服があれば出訴できることになつております。

従いまして、そういう不服の申し立ての方法もあつたのでありますから、それをだいぶ情勢の違つておる今になつてもう一ぺん取り上げるということには疑問がある。それから、その点を問題にしますと、接收不動産のはかのところにやはり非常に影響してくるのではないか。一応その事態というものは決着しておるのではないか。だから、それをもう一ぺんもとの状態に戻していくことじどうことはどうか、私はその点は疑問に思われて仕方がないのです。

○椎名(謙)委員 これは昭和二十七年の二月の二十五日に東京都の知事安井誠一郎から内閣総理大臣、法務総裁、特別調達厅長官にあてられた文書なんですが、この一番終りにこういうことを書いておる。疎開跡地について、疎開建築物が除却された当時におけるその敷地の賃借権者は、罹災都市借地賃借臨時処理法第九条の規定により適用されて、同法第二条ないし第八条の規定による保護を受け得たのであるが、接收開始が昭和二十一年九月十五日以前であった土地についてはその保護は実際上享受できなかつた、立法に当つては右の保護を受け得なかつた者をも救済し得るよう取り計らわれたい、というふうなことで、疎開跡地についてはやはり東京都の知事も心配してこういふことを関係官庁に言つて出した。こういう実事は御承知でございましょうか。

○古國参考人 その点、もつと十分研究してみないと、今ちょっとお答えしかねます。

○高橋委員長 池田君。

○池田(清)委員 古國参考人にお伺いしたいのですが、先ほど三つの判例をお述べになつたわけですが、子

○古闘参考人 最高裁判所の判例は、御承知のように判例として最も権威のあるものでありますので、最高裁判所がこの判決を変えない限りは、下級裁判所もこれに従つて判決を下さなければならぬ。従つて、事實上拘束するわけであります。それから、東京地方裁判所の判決はそういういた意味での拘束力といふものはございませんが、われわれが判決をいたします場合、先例がどうなつておるかということは必ず研究いたします。従いまして、そういった先例が出ておるということは十分尊重いたします。

○池田(清)委員 そういいたしますと、最高裁判所の判例であるとお示しになりました、借地権は接收により消滅せぬず、こういうことは、すべての裁判所を拘束するところことをお伺いしたわけであります。さらに、東京地方裁判所の判決といつしまして、借地権は期間満了によつて消滅しない、こういふことを言ひ方であったと思うのですが、これが両方とも最高裁判所の判決であります。あるとするとならば、この法律にいたりたるところの第三条といふものがあるのは死文に帰する、こういふふうにも考をきるのであります。その点、いかよしに御解釈になりましようか。

○古闘参考人 これは最高裁判所の判例ではございませんから、まだ別の判断が出る可能性はあるわけであります。しかし、この通りの判決が出る可能性もあるわけであります。そういうことを御考慮になつて立法されな

○池田(清)委員 判例の内容について
お尋ねをするわけであります、接収
不能になる、こう、うことであります。
そういたしますと、接収の継続して、く
る間は、その借地権の終了の日は、
法律上から見ましてどう、いうふうに理
解すればよろしいか、それをお伺いいた
します。

○古闘参考人 それは、借地権が実際
眠つておる、行使ができないから眠つて
いる状態であります。

○池田(清)委員 借地権が停止されて
おる、こう、うわけであり、従つて履行
ができない、履行ができないから眠つて
おる、こう、うわけであります。が、
それならば、その接收が解除された子
の瞬間から借地権が目をさましたし、
活動はできる、こう、うことに考える
ことはよろしく、思ひますが、どうう
すか。

○古闘参考人 その通りでござります。

○池田(清)委員 そういたしまして、
眠つていたところの借地権が接収の範
囲によりまして活動を始める、接収の範
囲は、つまり借地権といたしましては時
間的の進行がないのだ、従いまして、
たとえば接収される前に借地権が一年
続いていたときに接収が始まると、借
地権が眠つてしまつて、そうして接収が
解除されたときになおかつ借地権の存
在期間が一年あつた、そういうようす
は、つまり借地権といたしましては時
間的の進行がないのだ、従いまして、
接収によりまして借地権が目をさめ
て、なつかつその後一年間に効んで
続する、こう、うふうに理解してよ
しいわけでしようか。

○高橋委員長 猪俣准二君。
○猪俣委員 我妻先生に一点、古閑先生に一点お尋ねいたします。
一時は、所有権という物権関係、それから、そこで借地権を持ついろいろな生活関係を樹立しておる、これは債権關係になるかと思います。そこで、臨時処理法ではその實く根本精神はいわゆる社会における生活関係を重視して、いわゆる所有権關係よりも生活関係を重視した立法だと思うのです。そこで一つの従来の物権万能主義から抜け出した新しい精神があるのにやがてかろうか。そこで、戦前の所有権者と借地権者、どちらを一体保護するか。生活関係を重視するならば、借地権者、借家人の保護をするという処理法の態度をとらねばならぬ。所有権といふのはだんだん制限せられることが世間の将来の大勢でありますし、やはりかのような大震災とか戦禍とかあることによつて法律関係が進展するものだとわれわれは考へておる。そういう意味でおきまして、所有権万能のような旧時代の物権尊重の思想からすれば、非常にそこに割り切れない点があるといたしましても、生活関係を重視するという方向から見るならば、かような臨時処理法のようないい精神を持つ立法はよえるのじゃなかろうかといふうに考へるであります。が、さようなことに對して「近代法における債権の優位」といふ論文をお著わしになりました我妻先生の御所見を承わりたいのです。それから、いま一点、立つたつじであります。が、古閑さんにお尋ねいたしましたが、同僚池田議員の質問にもありました、判例があるから立法はほ

場であります。これは妥当であるかどうか。今御説を承ると、下級裁判所を越えてするところの最高裁判所の判決において必ずしもしかし明白になつておると思わない。東京地裁の判決のごときは、下級裁判所の判決なるがゆえに、それはその裁判所だけにとどまるであります。これは法律と拮抗すべき判例ではないことは明らかであります。たゞそれが最高裁判所において明らかにせられたとしましても、私どもその判決理由を詳細に承わつておりませんが、接収によって借地権そのものが眠るのだと、う論法は、要するに生活關係に引きずられましたる相当無理なる解釈をとつておられるのであります。しかし、私どもは、法の解釈といふものはしかるべき性格のものであつて、膠着した法律そのものを實際生活に適合せしめるといふことが解釈の本領であるといだしますならば、それはそれとして妥當でございましょうが、ただ、さような解釈があるから立法は必要がないのだといふことになりますと、裁判所が立法権を使ふるということに相なります。それですから、さような最高裁判所の判例があること自体が、かような法律を必要とする一つの条件を出したのじゃなかろうか。そういう判決をせざるを得ないような必然性が、生活關係がそこにあるのじゃなかろうか。されば、その生活關係を地盤としてこういう立法をするといふことは、より妥當なことじゃなかろうかと、どういふことも考えられるのでありますから、その辺についての御所見を承わりたい。

○我妻参考人 所有權万能の思想がだんだんなくなつていくといふお説は私も大賛成であります。常にそういうことを申しております。ただ、所有權万能を押えていくといふとしても、現在の法律体系を一挙にこわすようなことをしないで、漸を追うて進んでいかなければならぬと考えております。そこで、先ほども強調いたしましたように、借地権者あるいは借家権者あるいは地主、家主といふものの、いわば私人間の対立利害を超越したもう一つ上の國家社会の復興のために必要だという命題を一つ持ってきて、その命題のもとに所有權を押える、あるいは家主權を押えるということをなすべきであつて、今日だんだん借地権あるいは借家権を保護するようになるから借道ではないと思ひます。ですから、私が先ほど臨時処理法の九条は異例だと申し上げましたことは、私の言葉が足りなくて、何かやるべきことではないといふふうにお聞き取りになつたかも知れませんが、私はそういうつもりではありません。第九条は非常に異例でありますけれども、そこにわが国の復興という大きな目的を持つてきたところによつてシャスティファイされる。ところが、今度の場合には、そうしたシャスティファイをする要素がないから、第二点は、古闘さんからお話しになるかもしませんが、私の理解したところでは、古闘参考人の御意見は、判決があるから立法は要ら

ぬとおへしゃつたのではないと私は理解いたしました。最高裁判所の判決はむろん存じておりましたが、東京地方裁判所の判決はあまりよく存じておりませんでした。しかし、なるほどそこのことはわかりませんけれども、相当根拠があるといふうに考へております。先ほど私は接取中はいわば特効の停止というような考え方でいくのが本筋じゃないかと申しましたのは、あたかもその考え方と近いのだらうと思ひます。ちょうど接取中は更新もできないし、その他いろいろなことができないのだから、その間は眠つておるような格好にして考へていいべきじゃないか。もつとも、そういう考え方でいい期間が一年あればけつこうですが、残存期間が一月かそこらといふこともあります。それでも、先ほど残存期間一年の場合たかも、時効の停止の場合に、停止している事由が終つてから幾らかの猶予期間を置きますように、單にその期間がそのまま生き返るのじゃなくて、猶予期間を作ることが必要になるかも知れない。それからまた、この点は古闘参考人が御指摘になりませんで、接取中建物がこわされてなくなつてしまつて、そして土地所有権が第二者に譲り渡されたときの、法の例外による点は、おそらく裁判所の判決ではむづかしいのじゃないか。ですから、この法案の第三条、四条といふ本思想は是認し得るとしても、その立法においては、東京地方裁判所の

申しますと、時効の停止といふような考えに沿つて立法するといふことが妥当でもあり、また必要でもあるのじゃないか、私はそう考へております。○古闘参考人 裁判所は借地人、借家人の権利をできるだけ保護する態度をとつてゐることは、判決をとらんに止められませんか。私はそれがどうかと考へておられるといふうに考へておられます。先ほど私は接取中は更新もできない場合はまだ借地人の保護について十分でない場合があるといふくらいに感ずる次第であります。それで、御指摘の最高裁判所の判例、それから東京地方裁判所の判例は、むしろ借地人を保護しない立場から判決をしてゐるのです。東京地方裁判所の判決も同様でございまして、期間が満了によって消滅してしまうのだといふことになれば、もう借地人の権利はそれでおしまいます。東京地方裁判所の判決も同様でございまして、期間が満了によって消滅してしまうのだといふことになれば、もう借地人はそのままでして、借地権者は現行法のだといふことを申し上げたのではないかと申します。○古闘参考人 私は、立法はいけないのではありませんして、借地権者は現行法の解釈でも十分に保護されているのでないかといふことなのであります。

参考人におかれましては御多忙中長時間かつ御熱心に本法案の審議に御協力下さいまして、ありがとうございます。お尋ねねをしておきますが、法務省においては、借地借家関係の規定がいろいろあるので、それを統一的に改正しちよつとこの際平賀さんに私からおつお尋ねをしておきますが、法務省においては、借地借家関係の規定がいろいろあるので、それを統一的に改正しようといふようなお考へがあるようになつておられたのですが、そういうふうなお考へがありますかどうか、それについて何か御準備なさつておられるかどうか、その点いかがですか。

○平賀説明員 権地借家関係に關しましては、御承知の通り、借地借家法が基本立法としてあります。また、そのほかに民法の規定があることはもとよ

とられたような、あるいは私の言葉で

判所なりあるいは地裁なりに、本法と

でございます。

○高橋委員長 お二人のうち、どなたからでもお答え願つていいのですが、

接取不動産に関する借地借家の臨時処理に關して、どういう立法をすれば、これまでお尋ねをするにはするだけの必要があつて裁判所がそういう新しい解釈を用いられたのであるから、裁判所の特例法として接取不動産に関するはこ

の法律が優先的に適用されるかどうか、

そのところはいかがですか。

○我妻参考人 それは、条文の書き方にもよると思いますが、これを大体拝見したところでは、今委員長が言われたように、これは特例でありますから、この規定してある事柄についてだけ適用にかかると、それは特例でありますから、裁判所が立法行為を行つよう

るとみなして、私どもがそれを明確に解釈が出来るところに必要性が生じておれば明瞭かではないかと思ひます。

○古闘参考人 裁判所は借地人、借家人の権利をできるだけ保護する態度をとつておられるのだといふうに考へておられます。先ほど私は接取中は更新もできない場合はまだ借地人の保護について十分でない場合があるといふくらいに感ずる

次第であります。それで、御指摘の最高裁判所の判例、それから東京地方裁判所の判例は、むしろ借地人を保護しない立場から判決をしておられるのです。東京地方裁判所の判決も同様でございまして、期間が満了によって消滅してしまうのだといふことになれば、もう借地人はそのままでして、借地権者は現行法のだといふことを申し上げたのではないかと申します。

○古闘参考人 私は、立法はいけないのではありませんして、借地権者は現行法の解釈でも十分に保護されているのでないかといふことなのであります。

参考人におかれましては御多忙中長時間かつ御熱心に本法案の審議に御協力下さいまして、ありがとうございます。これにて参考人に対する質疑は終りました。

○高橋委員長 ほかに御質疑はありますか。——ないようありますので、これが借地人を保護しないようないいのじゃなかろうか、裁判所の判例に相なつて、国会の使命から見て結果に相なつて、国会の使命から見て

妥当でないのではなかろうかといふ意味のお尋ねをあなたにしたわけで、裁判所が借地人を保護しないようになると、裁判所が立法行為を行つようと、裁判所の判決のごときは他に権力を持たせておりませんから、立法した方がいいのじゃなかろうか、裁判所の判例

があれば立法は要らぬといふことになります。東京地方裁判所の判決も同様でございまして、期間が満了によって消滅してしまうのだといふことになれば、もう借地人の権利はそれでおしまいます。東京地方裁判所の判決も同様でございまして、期間が満了によって消滅してしまうのだといふことになれば、もう借地人はそのままでして、借地権者は現行法のだといふことを申し上げたのではないかと申します。

○古闘参考人 私は、立法はいけないのではありませんして、借地権者は現行法のだといふことを申し上げたのではないかと申します。

参考人におかれましては御多忙中長時間かつ御熱心に本法案の審議に御協力下さいまして、ありがとうございます。これにて参考人に対する質疑は終りました。

○高橋委員長 ほかに御質疑はありますか。——ないようありますので、これが借地人を保護しないようないいのじゃなかろうか、裁判所の判決に相なつて、国会の使命から見て結果に相なつて、国会の使命から見て

妥当でないのではなかろうかといふ意味のお尋ねをあなたにしたわけで、裁判所が借地人を保護しないようになると、裁判所が立法行為を行つようと、裁判所の判決に相なつて、国会の使命から見て結果に相なつて、国会の使命から見て

妥当でないのではなかろうかといふ意味のお尋ねをあなたにしたわけで、裁判所が借地人を保護しないようになると、裁判所が立法行為を行つようと、裁判所の判決に相なつて、国会の使命から見て結果に相なつて、国会の使命から見て

妥当でないのではなかろうかといふ意味のお尋ねをあなたにしたわけで、裁判所が借地人を保護しないようになると、裁判所が立法行為を行つようと、裁判所の判決に相なつて、国会の使命から見て結果に相なつて、国会の使命から見て

りであります。建物保護法、それから
確実都市借地借家臨時処理法、こうい
う一連の立法があるわけであります。
法務省といたしましては、借地借家関
係を根本的に再検討いたしまして、もつ

と合理的なものにする必要があるので
はないかところで、現在鋭意立案
に従事しております。特に
問題になりますのは、何と申しまし

○高橋委員長　起立總質。よりて、本案は原案の通り可決いたしました。
なお、ただいま議決せられました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。
それでは、午前はこの程度にいたしまして、午後一時半より再開することとし、それまで暫時休憩いたします。

の方々におかれましては、最初の御発言の際に姓名、職業、住所をお述べ願います。

ないし妄想的な曲解を主症状といったら、する精神病でござります。本症の特徴といたしまするところは、知的な能力あるいは意思行動の変調というもののが全く証明されない。そして、その妄

いけれども非常に軽快になつた、もう院せしめて他と遮断する必要がなくなりた、そういう理解のもとに病院としては退院さしたのであるかどうか。

○上田参考人　症状は今申しましたと
うに非常に軽快——われわれの方でなければ
社会的寛解と申しますが、そういう我
態に達しておられました。さらに、由

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

さいまして、これはほんとうに戦災後の都市復興という見地からそのときの

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

とするならば、いかなる症状により、いかなる手続をもって入院させたのであるか、それをお述べいただきたいと思ひます。

○上田参考人 それでは私から概略を申し上げまして、足りませんところは御質疑をへどときまして、それにお答え

る、そして、人格変化というものが、あるいは知能の障害が、全く認められない。それが非常な特徴でございまして、また精神医学以外の方々からいろいろな誤解を招きやすい症状でもあるのでございます。もちろん、普通の一般の精神障害者と同じように、この場合も自分の病的であるということに対する自覚は全くございません。よく

○猪俣委員 病は責任を持つというふうな御申し出がございましたので、それに従いまして退院の手続を申請いたしました。

○上田参考人 そうすると、教え子の娘たちから、出たならばなおよく看護士などもいらっしゃるということであつたし、非常に精神的になつた、もうしゃべへ出してもらひ、という認定のもとにお出しになつた。それは間違いありませんか。

○上田参考人 そうでございます。

医学研究所としての何をたどりおられますか。

○上田参考人 財団法人精神医学研究所の理事長でございます。それで付属病院へおいでございました。

病院長を兼ねておられます。
○猪俣委員 そうすると、財團法人等

神医学研究所の理事長であり、付属東京武藏野病院の院長である、こうした

○上田参考人 そうです。なぜですか。

○猪俣委員 荘寛という人は、どうい
う関係の人ですか。

○上田参考人 私どもの財団法人の会長、代表者でございます。

○猪俣委員 そうすると、桂寛といふ人は財團法人精神医学研究所の会長、

代表者であり、あなたがその理事長で

○高橋委員長 他に本法律案に対する質疑はありませんか。——なければ、本案に対する質疑は終了いたしました。
それでは、接収不動産に関する借地借家臨時処理法案について討論、採決を行いますが、討論は通告がありませ
んのでこれを省略し、直ちに採決に入ります。

まず当委員会に御出席下さいまして、
まことにありがとうございました。どうぞ
うぞ率直に実情をお述べ願います。な
お、参考人の方々に念のために申しつけ
ますが、参考人より委員への質問は、
衆議院規則によりできないことになつ
ておりますから、御了承願います。そ
して、御発言の際にはその都度委員長
の許可を得ることになりますので、さ
あく御承知下さい。

のをもう少し碎いて申しますと、特別な、特殊な人格、ペーソナリティ、すなわち非常に熱中的で、がんこで、比較的不公平の多い性格、狂信的な性格、そういうような性格の持ち主に、ある体験が加わりまして、その感情的な観察と外界からの影響とが統合的に働きまして、片寄った心的な傾向が増して、それが次第に発展して、特有な妄想ないし忘想的な曲解となつたものでございます。すなわち、妄想

○上田参考人 入院されましたのは昭和二十九年の十一月二十三日でありますして、退院されましたのは三十年の二月十一日でございます。

○猪俣委員 そこで、その期間入院されて、病状がなおったので退院したのですか。

○上田参考人 全快の域までは達しておりませんが、非常に軽快して参られました。

○猪俣委員 そうすると、全快ではな

神医学研究所の理事長であり、付属京武藏野病院の院長である、こういふわけですか。

○上田参考人 そうであります。

○猪俣委員 菊寛という人は、どういう関係の人ですか。

○上田参考人 私どもの財團法人の会長、代表者でございます。

○猪俣委員 そうすると、菊寛といふ人は財團法人精神医学研究所の会長、代表者であり、あなたがその理事長で

ある、そういう御關係ですか。——そ
うして、財團法人精神医学研究所とい
うのは、結局武藏野病院といふものと

○上田参考人 財団法人精神医学研究所と申しますのは、研究所と臨床部と二つに分れております。臨床部イヨー
ル東京武蔵野病院であります。同じじ
のでございます。研究所の一部でござ
ります。

妄想はあるが、それも理解できないような妄想ではないのだということであり、非常に熱中的で、がんこで熱心であるといふような特徴、素質は明らかに出てくるわけですが、あとは、ペーラノイアとかいう病気は、普通の人にはちょっとわかりかねる、われわれからすれば一見して常人とあまり違わないような状態のものだと思われる。そこで、お尋ねしたいことは、昭和二十九年十一月二十三日に入院させるよ

自分が悪いのだと、いろいろなことがわからな
い。それが精神障害者の最も大きな特
徴でございます。従つて、入院の際
も、普通のノイローゼや神経衰弱の方
を扱うものと違つた方法をどうして
もとらざるを得ないわけでございま
す。自分が悪い、といふことがわからな
いからです。それをなおしてあげるに
はそういう方法をとらざるを得ないわ
けであります。

どうしても病院をきらいいます。幾ら説明してもわかりません。説明すればするほどがんこに拒否いたします。そういう場合は、仕方がございませんから、家族、あるいはときには会社の同僚の方、近所の方が参りまして、こういう症状だからどうだろうという質問をいたします。話の様子、あるいは患者の書いたものを持ってこられる場合がありますが、それを見て、どうも分裂症らしいから、これは入院させなくちゃ

先ほどもちょっと触れましたように、東さんの場合は、第二の方法で、地理的に非常に女子大に近いという関係もありますし、当時在学生が三名入院しておりました。それから、かつては、女子大の財務理事をやっておられた方もわれわれの方で収容しており、現在も女子大関係の患者がほとんど常に入つております。それから、児童医学の研究をされており、非常に関係が深

○上田参考人 今ペラノイアのことと
御質疑がございましたので、もう少し
ペラノイアについて付加させていただ
きます。了解の可能と申しますのは、
一応了解可能な妄想。東さんの場合は
症状は非常にはつきりとしておる。当時
非常にはつきりしておりまして、少し
く精神医学をやった者にはすぐ判断が
つくような状態にあつたのであります
。で、このことは再鑑定をおやりに
なつたようではあります、結果は私存
じませんが、われわれと同じような状
論に、当然、精神医学をやつた人の鑑
定書ならばなつておることと私は確信
いたします。先ほども申しましたよ
うに、精神障害者は自分が病気であると
いう病識がないのが最大の特徴であ
ります。神経衰弱とか、このごろ流行の
いわゆるノイローゼと違います点は、

別でござりますが、どうぞよくなべ
ラノイア、分裂症というものは必ずし
も聴診器は必要でございません。症状
や態度や着衣の様子を見たりすれば、
それが診察でござります。場合によつ
ては、質問をして、それに答えていただ
くといふようなことをやります。それか
ら、患者を引っ込んで家族を呼び入れ
ましても、こういう症状でどういう病
気だと思うから、こういう治療が必要と
だ、入院させなくちゃいけぬといつこ
とを申します。そうして、家族が承諾
いたしますと、同意書に捺印させまし
て、事務所で手続をとつて、病室へ収
容いたします。

それから、もう一つの方法は、患者
の症状によって同行できない場合がござ
ります。病識がございませんから、

に連れていらしゃい、あるいはやむを得ない場合には警察の防犯課なんかに相談しなさい」と言って帰しまして、患者を連れてこさせます。それから見えて病室へ収容いたします。特殊な場合、たとえば非常に親しい友人関係、あるいは職員の家族、あるいは職員と同じような間柄にある者、——この場合には、今申しましたように、うちの会長がPTAの会長でもござりますし、非常に関係が深うござんますので、この二の方をとつたでございまが、そういうふうにして第三者に頼む。あるいは、非常に関係の深い場合には、こちらから患者の扱いによくなれた職員を派遣いたしまして、家族の依頼を受けて上手に誘導して病院へ連れていく。そうして病院で診察して病室へ入れるというようにいたします。

頬を受けましたので、私どもの方の、よく患者の扱いになれおりました看護員を派遣いたしまして、病院へお連れして、それから見て病室へ入れました。

アノーマルであるとわれわれが判断いたしましたのは、女子大学当局からいただきましたいろいろな資料、あるいは今まで伺いました話、それからわれわれの方の食養課長小野さん、この人は女子大学の古い卒業生で、私どもの病院に勤めてから五年以上になりますが、患者の取扱い、觀察になれていました。話が少し逆行いたしますが、東さんのところへは、今まで関係のない知らない男の者が行商をしても会つて下さらぬということで、先生が行かれててもちょっとダメだ、こういうことで、ほんとうなら私が行つて診察して

お連れしてくるべきだが、だめだといふアドバイスが学校御当局からございましたので、小野課長を派遣して、写真も入っておりますが、それは特有な雰囲気でございます。あれだけの教養、あれだけの能力のある方で、しかも大学教授までやられた方が、このような雰囲気の中で、——薄暗い鬼気が、そういう言葉を申しておりますが、そういう雰囲気であります。実際私もあとで行って見てそういうふうな感じがしましたが、暗くして、特定の人だけしかお会いにならない。そういうことをよく観察して、私の方に渡しました。それらの資料をもとに、そういう状態はどうしてもアプローチだというふうに考えましたので、まず精神分裂症、次にはさつき申しましたパラノイアじゃないかといふことを考えまして、弟さんがおいでになりましたので、そのときに、どうして早くおなしおをして、まだ教壇に復帰させるようにお骨折りをするのが本筋だろうということを私が申し上げました。その結果、今申し上げたようなことで、病院へお連れするというところになつたわけでございます。

○猪俣委員 あなたの病院では、昭和二十九年の七月以降、日本女子大学当局から東女史に関するいろいろな資料が提出されておる。そこで、そのいろいろな資料と、先ほど申された看護婦のよう人の視察した報告とを照合し

て、精神分裂症あるいはパラノイアじゃないかという疑いから、昭和二十九年十月三十日に入院させるところになりました。幸い会つていただけました。そうして、部屋の中の様子は、われわれの研究の発表機関であります業績記録の中に写真も入っておりますが、それは特有な雰囲気でございます。あれだけの教養、あれだけの能力のある方で、しかも大学教授までやられた方が、この

権擁護局長の当委員会における報告を基礎にしてお尋ねしているのであります。さような事実があったかないか、私のこの質問は、法務省の戸田人権擁護局長の当委員会における報告を基準にしてお尋ねしているのであります。さような事実があったかないか、お尋ねいたします。

○上田参考人 先ほど申し上げましたように、昭和二十九年の夏以後から東さんのお話を女子大当局から伺うようになつた。それまで私は知らなかつた。そこで正確な判断を得たいと思いましてために、われわれの力の及ぶ限りの範囲で資料を集めまして、先ほど申しましたような結論に達したわけですが、十一月二十三日に入院させるということは、十一月十九日に弟さんの説さんが中原事務局長と御一緒に私どもの病院へおいでになりました。席上でいろいろ御相談して、二十三日にしようとしてお名めしたわけでございます。

○猪俣委員 私のお尋ねしたのは、

○上田参考人 一度伺いました。

○猪俣委員 これは人権擁護局長の報告なんです。ところが、昭和二十九年七月以降日本女子大学が出した資料及び小野房子の実況報告によつて、その年の十月三十日に入院させる決定をして、それを大学に通告したけれども、

○上田参考人 先ほど申し上げましたように、一口に申しますと、女子大

の精神医学方面の相談機関というよ

うな立場にわれわれがおるものでござ

いませんから、精神病の疑いがある患者が出来ますと、会議なんかでよく話が出

ます。莊先生は評議員もやっておられ

ますので、評議員会でよく教職員の動

静などの話が出るようでございます。

この前も財務理事が病気でわれわれの

方に収容いたしましたときにも、財務

委員会で話が出来て、これは動脈硬化性のものでありましたから、早く入

院をいたさせましたために、非常にあ

りました。東さんの場合もそういう

と工合がよかつたようなことがあつた

りしました。東さんは自動車に連れ込まれて病院へ

運ばれたことになる。それはいかなる

手段で診察したといふことに対しても

あなた方が精神専門医の特權を持って

おつて、それを乱用せられるおそれがあつた。あなたがゆえに、当法務委員会の活動に

非常に疑義がある、報告は否定的です。

あなたの方は精神専門医の特權を持って

見て診察はしないかもしれません。し

かし、玄関でさつと見て、それで診察

て、精神分裂症あるいはパラノイアじゃないかという疑いから、昭和二十九年十月三十日に入院させるところにはございませんが、三十条の同意入院でございませんから、保護義務者の同意がなければ入院は実現しないわけでございます。私のこの質問は、法務省の戸田人権擁護局長の当委員会における報告を基準にしてお尋ねしているのであります。さような事実があったかないか、お尋ねいたします。

○上田参考人 先ほど申し上げました。東さんのお話を女子大当局から伺うようになつた。それまで私は知らなかつた。そこで正確な判断を得たいと思いましてために、われわれの力の及ぶ限りの範囲で資料を集めまして、先ほど申しましたような結論に達したわけですが、十一月二十三日に入院させるということは、十一月十九日に弟さんの説さんが中原事務局長と御一緒に私どもの病院へおいでになりました。席上でいろいろ御相談して、その席上でいろいろ御相談して、その前に、書類やら、あるいは小野房子の報告書に基いて、病院側では昭和二十九年十月三十日に入院ということを決定し、その決定を学校に通告したが、後に変更され、今あなたがお尋ねしているのだ。

○上田参考人 今私のところに患者は五百人以上もおりますが、みな同じようないます。庄監督者は入院の第一条件でござりますので、今のお話をはどうもはつきりと私ども理解でききないのでござります。

○猪俣委員 庄監督という方はあなたの先生のようであるが、この人は日本女子大学のP.T.A.の会長であつて、日本女子大学の当局者から東佐智子が教室を占拠していく困ると相談を持ちかけられたとき、精神に異常があるな

だ。強制的に同意入院させる前にいかなる診察をなさつたのであるか。

○上田参考人 先ほど申し上げまし

たように、われわれの方は、普通的一般の人が考えられてるようにならぬ診察器を当てることが診察ではございませんが、十分われわれはわかります。それで十分われわれはわかりませんか。あなたがゆえに、当法務委員会の活動に

非常にわかるものですから、書きましたものを調べることを重点的に診察の手段といたします。この場合は、病院へ連れておいでになりますと、自動車から降りられて玄関まで上つてこちら

の間の動作その他待ち受けているこの間の動作その他の待ち受け

おりまして詳しく調べまして、それが事前にいろいろ調査しました資料と全

く合致する、間違いないという確信を得ましたので、病室へ収容いたしました。

○猪俣委員 今あなたは玄関で待ち受けたとおっしゃつたが、しかば、東佐智子が学校から病院へ来ることを学

校と打ち合せ済みのはずなのだ。そうすると、あなたが診察しない以前に東

佐智子は自動車に連れ込まれて病院へ運ばれたことになる。それはいかなる

手段で診察したといふことに対してもあなた方が精神専門医の特權を持って

見て診察はしないかもしれません。しかし、玄関でさつと見て、それで診察

は終り、そんなばかなことが幾ら精神衛生医であっても許される道理がない。たとえ許されるとしても、あなたが一べつする以前にそこへ連れ込んできたのは、いかなる精神衛生活法の規定でやっているのであるか。待ち受けていたという話だから、あなたと連絡の上やつたはずだ。それは第何条に基いてやつたのですか。それをお聞かせ願いたい。

うことを知っているはずなんだ。だれが連れてきたのですか。確かに弟が連れてきたのですか。弟さんが連れてきた、こうあなたは理解しているのですか。弟さんと連絡の上で、あなたがそこに待ち受けていたのですか。連れてきたのは何人なのですか。それをお聞きしましよう。自動車に乗せて東女史を運んできたのはいかなる人物であるか、あなたは知っているはずです。だ

○猪俣委員 私があなたにお尋ねしたのは、そんな前後の事情ではないのです。あなたが玄関に待ち受けていたでしょう。そうすると自動車に東女史が乗せられてきたはずなんだ。そのとき東女史と自動車と一緒に乗って運んできたのはだれとだれで、中原賢次君がいたならいた、そのほかだれとだれがいたかとお聞きしているのです。わか

なければならぬのでお尋ねしているので、その意味においてお答えを願いたい。

そこで、精神衛生法の三十三条は診察を要する。その診察は患者を見ればよろしい、——それは、普通の病気と違いますから、さような場合もあろうと思ひますが、真に診察的に見たといふこと、ただちっと顔を見たといふことでは、意味が違うと思う。それ

御存じだと思いますが、精神科の病室はロックしてあります。病棟でございます。そこへ入れます。入れますと同時に主治医がきます。受持ちの医者がきります。それで、普通の場合には、受持ちの医者ができるだけ早く病室に行きましたし、なお詳しく診察をしまして、病床日誌なりもその際多くの場合記入するわけでござります。それで、その後その結果を私並びに副院長が定期的に

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○上田参考人 今まで申し上げましたことでお答えは尽きていたると思うのですが、十九日においてございました。十九日においてございましたときは三人で御相談してきましたので、弟さんがよろしく頼むという順序をとりましたので、中原事務局長からあとで御聴取願えれば一そろよくわかると思いますが、十九日に中原事務局長と東諸氏と三人で会談いたしました結果、弟さんの御依頼で、よろしく頼むということで、さきも申し上げました第二の方法、特にこの關係の深いという間柄の方法をとりまして、患者の扱いにごくなれております専門の看護員、それは長く病院に勤めておりまして精神障害者の取扱いに熟達しております者を派遣いたしました。それで、弟さんのがわりに、弟さんは女子大学の中におられたようありますか、それでお連れになりました。それで、待ち受けおりましたのは、自動車が女子大学をすでに出発したという電話がありましたので、なるべく刺激しないようにできるだけの方法をとらなければいけないということとで、玄関でそれとなく待ち受けておりました。それでよく観察いたしたわけ

おっしゃって下さい。あなたが待ち受けていた。そこにすと自動車が入ってきたのだから、一緒に来た人はわからぬなんだ。それをお尋ねしているわけなんです。

○上田参考人 今まで再三申し上げているのですが、迎えに行きましたのは熟達した舟山、徳江、高田の三人の看護員であります。

○猪俣委員 再三と言うけれども、名前は今初めて言ったのじゃないか。

武蔵野病院の院長さんに申し上げますが、当法務委員会は精神衛生法の問題としてこの事件を取り上げております。何も東女史に関して恩怨はありません。ただ、当法務委員会では、人権問題を取り扱っている委員会なるがゆえに、この精神衛生法を悪用せられまるとゆるい問題を引き起すがゆえに、今委員諸君が熱心に検討しておられるのです。その立場に立つて、あなたたちは、あることはある、ないことはない……。自分もまた人間、間違いのないことはありません。どこまでもあなたの方の間違いを追及するという意味ではありません。精神衛生法はこのままよろしいか、何か改正する点があるであらうかといふようなことも検討し

が診察というものが済んだといふことは精神衛生法の趣旨だとすれば、これは改正しなければならぬと思う。そういうことで一体通るものか通らぬものか。それが通るといたしましても、あなたは特別の関係の人が病院へ連れてくるということをおっしゃった。それはあるでしよう。そこへ何人が連れきたかをあなたに尋ねて、あなたは名前をおっしゃらないから、再三私が尋ねたわけなんです。どういうわけで名前をすうと最初出さなかつたが。練達堪能の看護員なんと言つても、私どもはわけがわかりません。何という看護員であるか、おっしゃつていただかなど、この委員会はそういうことじゃ通らぬのです。あなた方が病人を説明をするような工合じゃ通らぬのです。もつと正確に言わぬと……。そういう心組みで御答弁願いたいのです。

そこで、なお、この三十三条によって入院をさせた、これは保護者としての弟さんの同意によつて入院させた、それはよろしい。入院させるとあとはどういう手續をすべきなんです。

○上田参考人 入院させますと、今申したように、診察をいたしまして、そから病室へ収容させます。病室は、

に回診をいたします。この場合は特殊な例でございますので、私自身が、初めは本人のほんとうの姿を、ほんとうの生活の姿を知るために、本人がわからないようだ、本人が気づかないような方法で、看護婦に聴取いたしまして、私が参りましたりして、本人の様子を観察し、それから今度はつっこんで一時間以上にもわたっていろいろ問答をいたしまして、それで診断の根拠を一そう確かにする。その上で、副院长、それから主治医と相談いたしまして、治療方針を立てる。治療方針は、東さんの場合は、まず一番ありますかねた精神分裂病の妄想型といふものを考えて、ボビュラーな病気を生む考え方のが普通のやり方でございまして、考え方として、どうも分裂病の妄想型では少しおかしいということで、それは経過を——ちょっと先の方ではつきりしておるということと矛盾して誤解を招きますが、分裂病の妄想型とペラノイアといふものの区別が経過を見ると非常にはつきりする。ある区間の経過を見るとはつきりする。ですから、最初病床日誌なんかには精神分裂症の妄想型といふふうに記入してあります。が、病状がやや似ておる。ある時期は非常に同じようで、経過を見て

Digitized by srujanika@gmail.com

で入院届をいたしました。
○猪俣委員 すると、精神
ノイアはパラノイアの特徴をはっきり
いるが、日時を経過している間にパラ

すので、これはパラノイアといふことで、治療方針をきめて、この場合の治療方針は、できるだけ外界との交通を遮断して精神的な安静をます守らせる、特殊な衝撃療法なんかはやらない、精神的な安静を守る、そうして沈静を待つといういき方がよろしい、ということ、主治医にもその旨を指令いたしまして、その方針で参ったわけであります。

かりました。それから、精神衛生法に対する手続はどうなさいましたか。
○上田参考人 これは、この前に、入院いたしましたと、同意書は十九日に二十三日の日付でもらつてござりますが、それが入院手続の法的の第一でござります。それは唯一の保護義務者の弟さんのをいただきましたので、それから十日以内に入院届を——これは、最初は自費同意入院でござりますから、入院届を出すことになつております。この場合は、事務職員が病気のために遷延いたしまして、これは非常に不首尾なあれでありまして、私ども管理者の責任の立場にある者の監督不行き届きであることを認めるのでございますが、非常に入院届がおくれまして、これは東さんだけではございませんで、ここにも資料がございますが、そのほか二、三例同じような遷延した例がございます。これは私どもの方の監督不行き届きでございますが、その後、こうじうことのないようだ都の優生課長よりの通告もございまして、嚴重に注意しておるのであります。それ

○猪俣委員　すると、精神衛生法第二十六条规定で、保護者の同意入院をした際には、十日以内に左の事項を入院について同意を得た者の同意書を添えてもよりの保健所を経て都道府県知事に届け出なければならないというのを、あなたはこの手続を東女史が退院する日にやつておったということを人権擁護局長は報告しておる。非常なルーズなやり方だと思うのですが、それに対してあなたは今後大いに注意すると言うから、それ以上は追及しません。それというのも、あなた方が人権保障ということについての観念が薄いところから来るのであります。そこから弛緩が生ずるのであります。

そこで、第一の東諦の同意書をとるといふのは、あなた自身が東諦さんに会つて病状を説明して、そうして同意書をとられたのがどうか。

○上田参考人　先ほども申し上げましたように、中原事務局長と御一緒に話し合いをしましたときに、病状の説明をしまして、入院の必要があるといふことで、必要があるならよろしく頼むということで、その際に二十三日の日付で同意書をとったわけでござります。

○猪俣委員　あなたは、精神衛生法三十三条によつて親族の同意入院をさせた。ところが、翌月の十二月九日に精神衛生法二十九条の強制入院に切りかえている。この理由を説明して下さい。

○上田参考人　御説明申します。初め同意入院で入院させまして、それからいろいろ東さんの様子を見ていたしますと、さしあつてお困りになつてい

る様子はないのですが、非常に豊かであるとは申しかねるような状態にあると私が判断いたしましたので、なるべく経済的な負担を軽くしてあげたいと、精神的な症状から申しまして、これはいろいろ問題があるかもしませんが、あとからまた御説明いたしますが、精神的な理由からいたしまして、二十九条適用に該当する症状がそろつておると私が考えまして、都に申請いたしたわけであります。都当局は、私どもの記載した精神衛生鑑定書を承認されまして、そして入院許可の指令が発せられたわけでございます。ですから、第一の理由は、経済的な負担ができるだけ少くしてあげようと、第二は、私の考え方で都に申請いたしました鑑定書に書いてありますように、症状が二十九条にあげておりますと、それを都の優生課長が、これは精神病の専門家でございますが、これを認定いたしまして、二十九条の申請の許可をしたのであります。それで、自他に損害を与えるような心配がない状態にある患者になぜ二十九条を適用する必要があるのかという疑問が当然起つてくるわけでございますが、今までの慣例といたしまして、在来、われわれの病院、どこの病院もそうでございますが、慣習的にどのような手続をとつて参つておるのでございます。一八八年度はこういう患者が四名おります。二十九年度は七名、三十年度は一月から二月までの間に四名おります。いずれも健康保険あるいは自費、生活保護法から在院中に二十九条に手続を変更したものであります。

○猪俣委員 そういうとほうもないとうなことはないと思うのです。あなたは二十九条を御存じでしょ。どうぞうことになつておりますか。これは、精神病としても非常に程度が進んでしまつた場合で、さつき説明されたよなペラノイドというような状態の場合ではないのだ。これは自分を傷つける凶悪な非常に程度の進んだ場合なんです。そういう場合に都知事による入院措置をとられるのが二十九条だ。全くの危険な狂人だから、その狂人が入院費があろうがなかろうが、社会防衛のためにこれを公けの費用で入れなければならぬ規定じゃありませんか。いやしくも文部省の留学生として外国留学までして長い間大差の教授をやつておった人が、この二十九条の適用なんか受けるといふことになつたら、精神的に死刑じゃありませんか。金の心配、それは、病院が金を取りはぐれちゃいかぬと思って、病院の経費から考えたのでございませんよ。が、もし弟さんがどうして、弟の病気をおさななければならぬと思つて同意したならば、弟さんもいるでしょう。また、学校も、それだけ言つておつた人だ、病院の入院料くらい負担したらよからう。病院が経費をしまりはぐれては困るというので、本人に何にも相談せずに、——あなたは負担力があるかないかを本人に相談しましたが、本人が払えないと言いましたから。何もせずして二十九条というよなことは、相当の社会的地位ある者に

対しては致命傷じゃありませんか。自分を傷つけ他を傷つける狂暴性のある患者というふうに認定して入院を継続する。しかも、あなたの今の言葉によれば、狂暴性あることがちゃんと備わっておるということになる。最初同意入院で病院へ入ってから、あぶれたり、看護に当る者を傷つけたり、自分みずから自殺をはかったり、さような行動があつたかなかつたか、御証明願いたい。

○上田参考人 将来の精神衛生法の改正の御参考になる重要な点だと思いますので、ここにところをもう少し御説明いたします。

法文にござりますように、自他の生命、自由、財産等に害を及ぼす行為というのがこの適用症状でございますが、その限界を精密に示す、ということは精神医学的にはなかなかむずかしいことだと想うのでござります。本例のようなものはそのままのボーダーライン。ケースでございまして、学校の校舎を——これは公けの建物です。その中に研究室——研究室と称しておられたかもしちゃせんが、教室でござります。黒板があるし、実習用のなべがありますし、教室でございます。そこにおられて、学校当局者が入つて行くことができない、生徒も一般の生徒は入れないといいうような状態に置くことは、公けの財産に損害を与えるといふようなののようなのはボーダーライン。ケースでございまして、その妥当性は専門的な経験のある者によって判断すべき命令が参つたものと私は思いますが、このではないかと思うのでござります。

それから、入院料を取り立てることができないかどうかと、どう御質問でございましたが、私どものは、營利事業ではございませんので、私立の研究所では日本の唯一の研究施設でございまして、國で二つの総合的な研究機関で、年間八百万円から純粋の研究に使って、われわれは研究を進めているあります。こういうふうな學問的に優秀な方の治療をするのに、われわれは決して費用は惜しません。ですが、どちらも長期になりますしないかという疑いがあります。また、できるだけ経済負担を少くしてあげようというのが、われわれの普通に入院されると同時に考えておることでございます。それを私どもは東さんの場合に適用したわけでござります。

民事訴訟なしに病院に収容されてしまつ。明け渡しを断行されてしまつ。におそるべきことになるのです。それではこの問題が今問題になっているのです。あなた方はわれわれが心配した通りの解釈をとつておる。財産の危害なんというのは、立法の全精神から見ても、狂暴で荒れ狂い、さら小ぼちをぶちこわしたり、火をつけたりするようなことを言うのでしよう。全精神からわかるじゃありませんか。ある部屋を占拠して出ないというような者を、他人の財産を侵害する者だと称して、精神病だ、「二十九条だ」というのでは、実際に重大な人権侵害が起ります。あなた方、そう思わないのですか。私は政治家としてもちょっと変わったと思うでしよう。ちょっと入れちまえなんということになつたらどうなりますか。私は政治家としてそこで生命を失つてしまいます。政治家で相当の社会的地位にある者、そういうありませんか。諸君のさじかげんでもって精神病の烙印を押されたらどうなりますか。学校の先生なんというものが、精神病院、しかも事もあるうに第二十九条の自己または他人を傷つける狂暴な精神病患者などと判定せられて入院させられたら、その人はどうなりますか。あなたはもつと長期の治療を要する人物なんといふことを言つておるが、本人は、出て、帰つてこられた。それを長期の療養を要するなんと認定をしておる。現在でも至るところに講演をして一、三日前にも広島から料理の講演をして、これが問題にならなかつたら、

東さんは相当年限あなたの手続をして、病院はちゃんと手續をしているから経費が、そうすると、そこへは閉じ込められない」とも限らぬ法務局が発見した事件で二十四年六ヵ月間座敷牢た人間が見つけ出されておはゆしい問題だと思う。一生法の二十九条にいふ他人害するといふようなことをを占拠している者にまで及し、そして、二十九条にまでは私はおそるべき思想です。しかし、精神医学者はえを持つてゐるとするなら、これは私はおそるべき思想です。精神衛生法といふものをさなければならぬと思う。ことじやありませんか。

しかば、なおお尋ねしますが要るはずだ。それはどう、になつたが。

○上田参考人 二十九条は、鑑定書を作りまして、それすればよろしいわけですが、それから、先ほどの診断のあります、わわれわれの診断があり、また誤りがあるの、いろいろな方にごらんいたゞどなたも私と同じようなことを信じております。診断は私は私どもは絶対な確信を持てござります。

か。すなはち、二十七条の要件をちゃんと履行なさったかどうか。

○上田参考人 私は厚生大臣の任命した精神衛生鑑定医でございます。それから、私どもの病院にはそのほかに二名おります。それで、これには二名の鑑定書が必要なわけでございます。それから、当時は、私の方でこういう患者がおるということを申請いたしますと、都の吏員が私どもの方にやって参りまして、そしてその立ち会いの上で診察して鑑定書を書く、条文の通りのことをやらなくてはならないわけでございまして、手続を大分省略しておられたようございまますが、現在は規定通り非常に厳格にやられております。

○猪俣委員 みんな、精神衛生法の規定を順守せずに、東京都も病院もやつておる。そうしてとほうもない解釈をしておる。そして気運い扱いして入院させておる。私はそこに非常に人権侵害の事実が多いと思う。精神病医者が人権の何ものたるかを深く理解しないなら、おそるべきことが発生します。学校の教室占拠の明け渡しの手伝いを精神病医がするようなことがあつたら、どういう弊害を起しますか。今あなたに尋ねても、あなたは言わぬかもされませんけれども、人権擁護局においては、諸般のいろいろな人間を調査した結果、これは教説明け渡しのための手段としてやつたものと思われるという断定を下されておる。

あなたは、大病院の院長でありながら、そういう不法なることの片棒をつかつてくれた。私は美ることで重大な問題があ

ると思います。そういう責任を痛感されなければいかぬと思う。単に何とかしてやるうと思ったなんといふことから、狂暴性のある患者といふような取扱いをする点は、人の人格とかそういうものに対して実に軽く考え、そこにあなた方の失敗の原因があるのです。何とおっしゃつても、周囲の事情から、日本女子大学のP.T.A.の会長莊さん、あなたはその莊さんのもとに働いておる方、そして学校からは莊さんやあなた方に東女史のことを訴えられて、困ったあぐくの手段として考案されたことは明らかです。大病院の院長がさよな行為に加担されたといふことは遺憾千万です。そして、いかに精神衛生法といふものがずさんものであるか、そして精神鑑定というものがいかに絶大な権力があるものか、私はおそろしくなってきた。私は大いに反省していくべきだ、と思うが、あなたの御所見を承わりたい。

めいたします。こういぢううな優秀な方を何とか一つ——あの暗い教室の中でも、いろいろな御祈禱の紙が張つてしまります。説符がずっと張つてござります。妙な実験台のそばで、妙な非常に苦きたないすわり机の上でものを書いておられます。押入れの中に板をして寝ておられます。ろうそくを立てて、非常に苦しいことだと思います。入ったときはガスが漏れてにおいがしておりました。そういう中でお暮らしになつておつては、ほんとうの働きはできない、何とかしてお助けしてあげなくてはいけない、これが私の心からの念願でござります。従つて、私どもがとりました手段は、何とかして一つといふことが可能とのこのよらな処置をとりました動機でござります。誤解のないように重ねて一つ私から強調をいたします。

○議長 委員長　あなたの言うのは承わっておりますが、入院した東女史にあなたがお尋ねなさつたときの言葉、あなたの態度全部から判断して、あなたの今後の言は信用できません。しかし、これは主觀問題ですから、あなたの主張として承わっておきます。あなたは女子大学の表情を聞いて相当協力なさつたと私は判定する。それはあなたは東女史にはつきりおつしやつた。

これはそのままとして、田田金太郎さんにお尋ねしたいと思います。

○池田(清)委員長代理　田田金太郎さん、御姓名と住所と御職業を御發言願います。

○田田(金)参考人　田田金太郎。四十九才。東京都大田区馬込東一丁目千二百三十六番地。ピーチガム本舗田田株式会社取締役社長。

○議長 あなたには、またあとで聞くことにいたしまして、一点だけお尋ねいたしますが、先ほど武藏野病院の院長さんは、退院したのは三十年一月十一日ですか、病気も大体よくなつた、それに看護に当る者もおると言ふし、出していいと思って出した、どういう報告をされている。ところが、東佐智子をとにかく退院させてくれると、言って同級生が面会に行つても、会わせない。教え子がみな泣きながら面会を行つても、会わせない。退院もさせない。そこで、東先生の教え子であるあなたの奥さんの願いによつて、あなたが交渉に行かれた。そして退院を迫使られたことがあると思うのですが、そのときの模様、それから、院長があなたに対してもう言つたか、それを御説明いただきたいと思います。

○白田(金)参考人 私が女房から東先生が入院しておられることが聞きまして、女だけでは話にならぬからといって、私が病院に出かけました。それは二月の二十九日と記憶しております。そして上田院長に名刺を通じましたところが、上田院長は私の顔を見て、やあやあ私は白田さんは知っていますよと言つて、非常に親しげな話しぶりで私に応待せられました。私はこれだから私たちの念願も聞き入れてもらえるという希望に満ちたのであります。が、応待しました話のいき方が、全然いう状態であつて、今は面会もできません。わざわざの言つことでも聞かないし、自分の学問的に割り出した、パラノイアが何であるか、あるいは東先生がどういまして、どうぞ、われわれ教え子の

人たちが正月だけでもせめて私たちの家で迎えさせてあげたいと言つてゐる、そんなに悪い先生であつたらなあさわわれわれはあたたかく迎えてあげたい、正月だけでも出してくれといふことを私はお願い申し上げましたが、それも先生は聞いてくれませんで、た。では一日面会させてくれといふとを頼んだのですが、だめだ、これは保護患者であるから絶対に面会などできませんと言つて、けんもほろりと私はちは拒絕されました。それでは、なんとかこの先生を退院させるにはどういう方法をとつたらいいかと聞いたたら、最後に、近親者の承諾書があれば退院をさせられると言われたので、それでは、一月の十日どころに何か電気治療をして先生にひどい衝撃を与えるといふようなことを聞いておりましたが、この手気治療だけは待つて下さいよ、必ず先生さんなり何なりをいかから呼んでお生きの退院であるよう手続いたしましたから、それまで過激な治療というのもやめさせて下さい。

ことを予感いたしました。なぜならな
初対面の私に、上田さんが私の顔を見て話をするのに、まるまるまるえておりました。声まだるえておりました。
何あなたはそんなにふるえるのです
か、私はおどかしに来たのではあります
せんよ、どうしたら東先生を助けられ
るか、御相談に來たのです、力になつて下さいと、私は事を分けてお願ひしました。
それにもかかわらず、けんもほるに私は拒绝されたのです。
が、そのときの状態からいまして、
上田先生が今おしゃったような、すくべて同情的に東先生のためにかれかれ
しようといたことであると言つたことは、非常に私は不満であります。

○鷹保委員 そうすると、あなたが、
退院させてくれ、せめて正月だけでも
家でやらしてくれと言つたときに、
まだなおっておらぬ、重態であつて会
わせることも出すことができない、こ
ういう話でありましたか、もう一
べんそれを言つて下さい。

○田田(金)参考人 も私たちの家で引き取つてあたなかく
迎えさせてあげたい、そすれば案外
冷静に返られて、もとの先生になるの
じゃないかということをお願いしたの
でありますけれども、今は面会する
こともできぬ、またそういうことに
よつて病状が悪化することがあるとい
かねから、会わぬで帰つてくれとい
うことで、ついに会わしてもらえませ
んでした。

○高橋委員長 大鷹君。

○大鷹委員 私はこの事件については
深い知識は持つております。従つて
いずれの方にも先入主といつてもがな
ハ一人でござります。今朝から公の事

敬しておる猪俣委員の説明によりまし
て概略を伺いました。せひ人権擁護の立場から参考人の皆さんのお話を伺いたいと思ふ一念のみでここに伺つた者でございます。

それにつきまして、ただいま参考人の上田院長のお話を伺いました。まことに残念な申し方でございますが、伺えば伺うほど、精神衛生というものについての専門家の取扱い方にについて、社会人として国民として不安に思う点がござりますので、しろうととして伺いますが、何とぞ懇切丁寧に御説明下さいまして、私のしろうとの素を開いていただければ幸いだと存じます。私ときにはあなたに対してもうと申しがましいことを申し上げるかも知れませんが、これひとえに精神疾患者といふ世にも不幸な方々ができるだけわれわれ社会の共同責任としてあたたかくその身になって扱う世の中にしたいと思つて伺うわけでございますから、二、三無礼なことを伺うかもしれません、御了承願いたいと思います。

率直に感想を申し上げますと、最初にあなたが、御当人の東さんと同席御承知の上で、病状を説明なさいました。その説明ぶりに対しても、名医としての尊敬を持ち得ないものがございました。いかにも自分は正しいことをしたという御主張の方が急いでおられるようになります。私は、環境からしまして、いろいろお医者に知己を持つております。それらのお医者に友人あるいは因縁の者についての病状を伺い

ますときに、なぜ病気が起つたか、人間の環境において、無理もない点も、必ず体験の多い円熟したお医者さんならば御説明願えるのですございます。従つて、あなたの場合も東さんのものともな点、たとえば長年教鞭をとつておられた学校から急に待遇が変つたというような点で、特に御婦人でもありますので、感情の激した点は、そういう環境を除去しならば、病状としてではなく、もと普通の状態に戻られる部分もあるのではないかというようないます。

点について、あなたの度量の広い御説明を予期しておったのでござりますが、遺憾ながら、猪俣委員が質疑される前後を通じ、「貴しまして、そのお言葉あるいはニアンス」というようなものを一言も耳聴できなかつたことを残念に思つております。

そこで、私もしろうとから見ます

ならば、精神病といふものは、まわりの者の扱い方で非常に病状が違うと思うのですが、その点について、どうも、あなた方が専門医としておどりになりました方法は、獣師山を見ずといふのが、東さんの病状を激する方に非常に役立つていて、なだめる方の、医師としてと同時に人間としての御努力が足りなかつたようと思います。その点については、猪俣委員が詳細に述べておられますので、それは省略したいと思いますが、たとえば、はなはだ失礼ですが、あなたの例をとりたが、先ほどの御説明だけでは、私どもは失礼ですが、あなたの例をとりたが足りないならばもうともあります。五歩あるいは五、六歩で判断なさいたといふようなお話、これは言葉が足りないならばもともあります。そういう場合のほんの数歩、上田氏の心持といふものを感じること

ができないで、こういふふうであります。

が、先ほどの御説明だけでは、私どもは疑惑を深くするに役立つばかりであります。

その点については、猪俣委員が詳

細に述べておられますので、それは省

略したいと思いますが、たとえば、はな

はだ失礼ですが、あなたの例をとりた

が、先ほどの御説明だけでは、私ども

は疑惑を深くするに役立つばかりで

あります。

私は追及をするのであります。

それから、第一にやりますが……
○高橋委員長 上田さん、どうぞお聞
声にお願いいたします。よくみんなで聞
聞えるようだ。

であると考えまして、そういうところなことをとつておるわけでござります。これも何とか一つおわかりいただきたい。精神的の安静ということをこの際い。

制収容に切りかえるときに弟さんに聞いたかどうかということです。入院のときではなく……。

通の自費患者と同じように扱って、れ
ろん注意はいたしておりますが、扱い
はあるで同じにしております。できる
だけ注意はいたしております。ですか

いて冒頭から残念ながらあなたに対し心配を持ったわけです。ほんとうに人をなおしてやろうと思つておられるならば、——もちろん思つておられ

• 10 •

○上田参考人 それから、入院時の状況、玄関を入つてくる興奮しておる状態を見て、ほんとうのことがわかるかというお話をございましたが、それは、私ども二十年以上も精神病を扱つております。普通の人が興奮したときと病状があるところの人たぶん異常は元気、興奮が

の第一治療方針、そのほかのことはやつてやらなくて、だんだんなおつていくといふ見込み、私どもの経験上での予測でこういふことをやりました。それから、強制収容であります、二十九案の強制収容の手続きをとります。こには、才産から、ら、ら、らの又の正月

○上田参考人　入院のときに、先ほど
の費用のこと、それから費用をなるべく
経済的にするにはどういう方法が
あるか、第一は生活保護法という手段
もある、第二は精神衛生法三十九条の
適用を受けることだ、それ以外に費用
を減らす方法はない、ふつう

○犬養義貴 ただ一言です。弟さんに
相談したかどうか、肉親の人に相談し
てから、どうぞ。

と信じさせけれども、それならば、すぐうしろに御当人がいる場合に、ああいう御当人を刺激する、われわれが間違つてまことに愉快でない説明の仕方について、今後御注意願いまして、あなたも、これから先患者の病状についてなるべくまきこぼさないよう

（二）分類法

急に激変するところなどとで変わったように
との区別は、私の経験上わかつたつもあり
でございます。それは何とか一つお
わかりいただきたい。それも、毎日診療
者ばかり見ております。でござります
から、それは私もわかる、そう思ふま
した。

が要るのでござります。村役場の、保護義務者の収入証明書が絶対になくてはならぬ要件であります。これは、事情を手紙でお話しして、こういうわけでもどうしたことになつてゐるから、収入証明書を送つてほしい、それから、經濟的負担が向うにかかるないようにならねば、收入は少い方がいいのだとうことまでつけ添えまして、私は送つていただきました。そういうことでおわかりいただけのではないかと

●犬養義興 どうも、それは原則論なんですね。最初に、強制収容という問題が起らざる前に、費用はどうですかと聞くこと。いよいよ強制収容するといふ、当人にとっても親族にとっても、いいというお話をしまして、詳しく主張を御説明をいたしましたし、なるべく費用がかからないようにしてほしいという希望もございました。そういうことがなければこうどうこうとはやりません。

○上田参考人 相談いたしました。

○犬養委員 それはいつごろですか。

○上田参考人 今申したように、書類をととのえますときだ、こういう書類がこのために要るんだから送つてほしいということを相談して書類をととのえまして、そうして都の手続をとったわけであります。

○犬養委員 これから先のことは大体猪俣さんの質問にもはめ込んできていくわけでありますから、これだけの資

として呼ばれた場合には、もう少しそこの人の立場、つまり、東さんならば、学校当局とのいろいろのいきさつがあるって、そういう点でショックを受けられた点はもつともと思うが、病状としてはこうだと、まるで脳にした脱帽をなさいませんと、あなたが自分の正当性を主張されればされるほど、私は先入主のない者が聞いておりますよと疑惑を深めるということは、決して医のなすべきわざでないと思います。

治療はこうどうらうじょようこれが一番適切で早く回復に導く道だと私は信じましたので、精神的な安静ということを、あらゆる方法を尽して、それを治療のやもな方針にしようとわざとでございました。そのために、面会時に来られた方に、多少一本氣でござりますから、その点は誤解を招いたようでもあります。これは大善先生に対しても誤解を招いたよう見えて、ございますが、私のほんとうの気持は、治療方針はきちんと立てまして、それをどこまでも押す、それが患者さんの仕合せであり、早く回復に導く道

○犬養委員 肝心なところが落ちてい
るのですが、強制収容をなさるとき
に、経済上のことは、あなたは他人だ
から身内よりもわかる度合いが薄い。
従つて、あなたより詳しい身内に伺つ
たことがありますか、こうじょのことを
お伺いしたのです。たとえば弟さん
に……。

○上田参考人 それはむろん、入院の
ときに、費用をどうなさいますか、こ
れだけかかるということをお話しいな
しました。お聞きいたしました。相談
いたしました。

○犬養委員 どうも、私たちの共通な
気持ですが、あなたの御答弁は少しう
づれるような感じが不本意ながらい
いました。

特別扱いをされるわけですから、非常なショックです。そのときに、たとえ私があなたならば、強制収容と書いてあることをすることのショックによって病状の悪化ということを考えられる、しかしそれをも乗り越えて経済上の窮屈した事情があるなら、一晩お互に考えようという、何かそこにもっと一人一人を扱う苦悶といいますか、苦しみがなくてはいかぬ。あなたにはそういうところまことに失礼ですが感じられないのです。○上田参考人 二十九条の強制収容でござりますが、これも、私どもの病院においていたくとわかるのでございますが、私の方針といたしまして、病室は特に区別してございませんし、普

料を猪俣委員に差し上げることになつた。しかし、扱いが同じだとかなんとかいふことではなく、とにかく、今の法律を内親が読んでごらんなさい。大へんなことです。人を切ったり、自分ののどをきなり突いたり、火をつけたり、人の財産をどちらにわざりする危険のある者に適用する二十九条というものに切りかえるについて、扱いも同じだから大したことはないといふような心づかいで、一体精神療法ができるものでしょうか。私ははなはだ不安に思います。

○上田参考人　一言申させていただきたいと思います。ただいまの御忠告はありがたく受けいたします。ただ、また言いわがましいとおっしゃられるかもしねませんが、このことにつきましては、わからかじめ委員の方、それから人を通じまして委員長の方にも申し上げておきましたが、御当人がおいでになる席について、希望条件として人を通じましてお願ひ申し上げておったのでござりますが、猪俣先生の御質問が激しくよくな田舎を私受けまして、つゞいてもこんなふうに詳しく御説明申ししげるような立場になってしまいまして。これは大蔵先生の御指摘のように

たじ上とじこじときあれわく。

○上田参考人 それはむろん、入院のときだ、費用をどうなさいますか、これがだけかかると、どうことはお話しにならました。お聞きいたしました。相談いたしました。

○犬養委員 どうも、私たちの共通な気持ですが、あなたの御質弁は少しすこづれるような感じが不本意ながらいいいたしました。

を扱う苦悶といいますか、苦しみがなくてはいかぬ。あなたにはそうちうかくしておられないので、じい長く質問をしてくるのです。
○上田春考 氏 二十九条の強制収容でござりますが、これも、私どもの病院においていたくとわかるのでござりますが、私の方針といたしまして、病室は特に区別してございませんし、普

たりする危険のある者に適用する「十九条」というものに切りがえるについで、扱いも同じだから大したことはないというような心づかいで、「一体精神療法ができるものでしょうか。私ははなはだ不安に思います。

それから、もう一つは、長年の経験で玄関でちょっと見ればすぐわかるといふことです、どうもその点につ

まして委員長の方にも申し上げておきましたが、御当人がおいでになる席にいたが、御願意申し上げておったのでございまして、猪俣先生の御質問が激しくなつた。ところが、猪俣先生の御指摘のように、どうやら田舎を私受けまして、つゞいてうもこんなふうに詳しく御説明申し上げるような立場になつてしまつました。これは大審先生の御指摘のよう

たじ上とじこと

十分注意したいと思います。あらかじめ申し上げておったということだけは一つ御承知おきいただきたいと思います。
○犬養委員 言うまでもなく、医術は人をなおして幸福にすることでありりますから、その人が不幸にして病気になつた原因については、あらゆる角度から委員に御説明願いたい。そういう点についてはなはだあなたは欠けるところがありますから、日本の精神病治療の重要なポストにおられるあなたたよしては、今後この点は特に世の中の方にために御反省を願いたいと思います。私たち、ことに縁のある学校の教員を中心とした重要な方が不幸にして病気になられたら、あらゆる角度から誤解のないように、御本人の精神が休まるように、親類も心配しないようだ、お弟王さんも心配しないように、あらゆる手を打つのが常識だと思うのであります。が、重要な届出をすつとおしましまでしてないというのはどういうことですか。私どもしうとあるけれども、いつも常識では考えられませんが、この点について御説明願いたいと思います。

○上田参考人 退院後は私は直接お目にかかる機会はございませんでした
が、主治医がおたずねいたしまして、
しばらくの間お話をされて帰って参りま
して報告を受けました。日にちは、い
つごろであったか、今はつきり覚えて
おりません。

○世耕委員 その際の病状は良好に進
んでおりましたが、それとも、あなた
の病院で二ヶ月間の養生の経過と比較
いたしまして、あるいは病状がむしろ
戻ったとか、あるいは高進したとか、
非常に順調に全快に向ひつつあるとい
うような報告をお聞きになりましたか
どうか、その点を伺いたいと思ひます。

○上田参考人 松井主治医の報告によ
りますと、非常に経過がよくて、普
通の家庭生活はおできになるような状
態にあつたということござります。
非常に喜んでおつたわけであります。

○世耕委員 先ほど、日田金太郎さん
でございましたが、お正月だけでも外
で養生させたい、気分もよくなるだろ
うと言つてお願ひしたときに、あなた
はそれについてにわかに同意しなかつ
たというのは、何がそこに根拠がござ
いますか。

○上田参考人 私どもの病院は、でき
るだけ早く直して上げたいということ
で、ある場合にはお正月というふうな
ことも無視していろいろなことをやつ
ておるのでございます。その当否はと
もかく、私どもの病院の治療方針とし
て、できるだけ退院を早くする、病床
を循環するということと、そういうこ
とはできるだけある程度無視いたし
まして、治療の方に重点を置くとい
うことにいたしておりましたので、
そういうふうに処置をとりましたの

一六

○世耕委員 入院されたときには、御診断の結果、この病人はどうくらいの経過をたてば全快の見込みが立つと大よそ御診断なすったことと想像するのですが、そのお見込みと同時に現在ここでお見受けしたときの状況から判断いたしまして、病状が平常を保ちつつありますか、あるいは高進しているかといふようなことも御判断ができるようと思いますが、この点は、あなた御自身の御判断はいかがでござりますか。

○上田参考人 私の、入院当初の判断から申しますと、今までの経験から申しまして、少し長くかかるのではないかというあれでございました。でございますが、厳重な治療方針を守らせましたのがよかったです。いかがでございましたが、予想以上に早くよくなつたと私は現在考えております。

○世耕委員 きょうお目にかかつて、あなたの見た御判断はいかがでござりますか。その当時よりも非常によくなつているんじゃないかといふうな気持がいたします。ただ、これから御発言があるかもわかりませんが、それによつてなお一そう御様子がわかるのではないかと思います。今までの観察では、非常によくなつておられるようになります。

○世耕委員 お医者様のお立場からそういうふうにあなたは御判断なされるのだろうと思いますが、私は医者でも何でもないけれども、数カ月前に見た東さんの御様子と、きょうお目にか

かつて見た御様子にない変化がある
ように思う。その変化は、むしろいい
ような変化を私は認めにくいのです。
ところが、あなたの今の御判断は、少
し私にとっては私の常識に反したよう
な結果になつたようだ。しかし、
最後のお言葉で、これから発言なさる
御様子によつてと、お尋ねされることをより
だから、私はこれ以上のことをお尋ね
することをよくもう一ぺん自分で考え
てみたいと思います。

なお、もう一、二点ばかりお尋ねし
ておきたいことは、何だかこの問題の
中心人物があなたのように集中されて
おる。けれども、実際はあなたはそう
ではなくて、きっとこの女子大学から
頼まれて診察し入院の手続をさせた、
そう一應見るべきじゃないかといふ
うにも私は考えられる。あなたが主導
的にあれはどうしても入院させたいが
らというのじやなかつたろうというこ
とを四隅の状況から判断できる。そ
ういう観点から、ここに告訴されている
大橋廣さん、中原賢次さん、上田守長
さん、東諦さん、それからもう一人井
上秀さんという名前が出ております
が、このうちのお二方は女子大の前
学長さんであつたと私は記憶いたして
おります。そして壯さんは医学博士で
あります。そして壯さんは医学博士で
あり、上田さんも同様の方である。中
原さんは女子大の事務局長で、どちら
かといふと、お見受けしても、おとなし
やかな方である。こういう、いわば日
本にとって学界の女流の方としても
一流の人物であり、女子大といえは日
本の女子教育の中心をなす、そういう
ところの人が、一女子の教授を部屋か
ら退出せしめるのにこうまで大がかり
な事件を引き起すとは、私は常識的に

見て判断ができなくなるのです。そして、東さんの病状の問題が頭に浮んでくるのであります。現に、女子大は、この記録などよりますと、七年間この部屋から出てもらうこととは非常に熱心に交渉を続けて、どうしても合法的に出てもらうことことができなかつた。最後に弟さんのところへ教入の人を派して協議の結果手続をとつたと、いうことがこの記録に出ておるようであります。これを公平に文書によって判断してみると、女子大学としてはよく適切な処置をとつたのだ、こういうことがうがわわれるのであります。なお、先ほどの御質問中にもありました、入院手続きその他についてもそれぞれ適当な処置をとられて、近親者である弟さんの上京を求めて同意書をとられた旨もここに記録が出ております。なお、この記録の中で見ますると、両方とも話し合いがついて、昭和三十年の二月二十八日に鶴見という方のお宅で東さんの退職金の受領まで完了しておる。ところが、同年の八月十五日にあらためて告訴状がここに提起されてくる。こうじうところを考えてみると、この事件はいろいろなめんどうな問題が東さんをめぐって発生しているところによるもの想像で考へてあります。こういふことはまた別の立場の方からお聞きすることにいたしますが、もう一度上田さんにお尋ねいたしたいのは、結局あなたに疑惑の起る問題の中心にされているのは、入院するときの手続方法に一つの誤まりがなかつたか、お話をあって、どういう経過をたどつたか、この点をもう少し明確に順序よ

院の方においでになつてお待ちになつて、診察したのが、本件の始まりでなくして、その以前に、いろいろな相談や、経過や、あるいは病状等もお聞きになつた結果、それなればこうなつたから、どうしようとも、あなたの御心配の医者の立場から御助言なさつたのがこういう結果になつたのだろうと、私はこういうように善意に解釈して拝みますのであります。この点をもう少し具体的にお話し願えば、私はその程度で質問をとどめ、あと曰田さんたちよりお尋ねします。

ておられたようであるが、どうじょうぶうに御判断なさったが。なお、吾間伝えられるところによると、まだよくなかつたのだけれども、世間がうるさくから出したのだといふよりも伝えられて、その真相が明らかにされていないのです。その点について疑問がありますので、田田さんからちよりと御説明願います。

○田田(金)参考人 そのお話は、私が再三辟を低うして退院の方法を御相談申し上げましたときに、まだとても危険の状態で、面会もしてくれては困る、まして病院から外へ出すなんといふのはもってのほかでありますといふうなお話で、頑強にはねつけられましたが、これは危険性のない人じやないか、いや、危険はあるがしらぬ、今のところは平常であるが、正月に外へなんか出しては困るから、そのまま治療を続けていたい、ということです。終始押しつけられまして、結局どうしたら先生を外へお連れすることがができるのだと言つたら、近親者の承諾があれば外へ出せます、それでは弟さんもすぐ呼んで参りましょとうござることで、和歌山県へここにおられる大澤さんに行つていただきまして、弟さんに正月早々上京していただきました。そして、十一日に病院へ私並びに私の家内そのほか同窓生も二、三一緒に参りまして、どうぞ退院さしてくれ、退院の手続もとるから、弟さんも来ましたから、こうじょうもううに院長に話しました。ところが、いや、退院はすぐできぬよ、東京都の手続といふのはどんなに急いだつて一週間、二週間かかる、場合によつては一ヶ月もかかる、きよう來きよう連れていくというの

もつてのほかだといふお話をありまつた。私どもは、そういうことがあると、思いましたから、前もつて東京都の方へ行って手続を済ませまして、その日のうちに判をもらいまして、その書類を持って、弟さんも病院に来られたのであります。これで、この通り書類を持って参りましたが、退院させて下さいと、理詰めに押されましたので、上田院長はやむを得ず私に引き渡したのであります。これが真相であります。なお、あればるとか、あるいは常軌を逸しているというようなことで再三私に御説明がございましたのですが、「恭ひひんで大方で相当長く独身生活を繕めておられる方が多少性格的に違ひのあることは認めてもらわなくては困る」と再三にわたって申し上げたのですが、何がわからぬ学説を並べ立てられて、私たちがたちまち口を封ぜられてしまうところのような応対の模様でございました。

早く出してしまおうのが方法だといふこととが考へられる。ところが、医者も管業だといふ建前から言ひと、入った病人をなるべく長く入院させるといふことも、いろいろ収入の面などにおいて、悪意に解釈すればそもそも考へられることもある。しかしながら、いやしくも日本女子大ともあらう日本の代表的な女子教育をするところが、そういうふうになつて、いふよりも考へられない。ここは、大学のあり方としても、この際明確に掘り下げて、事実を眞際にして、天下に信を問うて、いく方が私はいいと思います。大学当局の方もおいでになつて、いるようでありますから、なるべくこの眞真相を明らかにして、もし不幸にして不正なことがあつたら、糾弾されてもいいと思う。あらためて出発しなければならぬと思うが、こういうような観點からしつゝこくお尋ねしたといふことを御了承願い、また、今後御答弁いただく場合でも、そういう態度で、女子教育の確立、女子教育の本山ともいふべき大学が、かくのごとき不祥事を起したといふことに對して、世間の疑惑を一掃せしめ、眞相を明らかにするということに御努力下さることをお願いいたします。

が、衛生局から私どもの方へ照会がございまして、退院させ得る状態にありますかどうかという質問が私あてに直接委りました。それに対しまして、退院によって初めて退院手続が成立するわけあります。一方的に衛生局が退院手続をとるというふうなことになつております。一言御追加いたします。

○高橋委員長 犬養君。

○犬養委員 私、もう一言伺つておきたいのです。それは、お医者さんの心づかいというか、心つくしといふ点ながら一点伺つておきたい。と申しますのは、私、こういう事件にぶつかりますと、自分の身内に同じような患者があつたらどうするか、あるいは社会がこれをどう見るかといふようなことを当てはめて考へいろいろ処理をいたすわけであります。従つて、あなたがお医者さんとしてのお心をどういうふうに尽されたかということを今後のためにも伺つておきたい、こうしたことでもございいます。率直に申しまして、今世耕委員の申されたように、学校騒動のときみがありますが、これは真相がわからりませんし、名譽ある歴史を持つ拓武女史大学について輕々に批評をすることは差し控えます。従つて、あなたのお医者さんとしての御自信についていたるのみ伺うのでございますが、露骨に申しまして、あなたが一言証言を述べられますと、ほかの方のお顔色や動きを見ておりますと、相当部分の方が、なんことを言つておられる、こういふよろしくおありであるうし、今もおあり

だらうと思ひます。そういう場合に、あなたが信頼される、あなたと同等くらいうんちくの深い精神病医といふものは、日本に現在どのくらいおありますか。たとえば、あなたが、あいつなら相談してみようと思うような友人、上級生、同級生というようなものですか薄いのですか、まずこれを聞く気軽に伺います。

○上田参考人 医者としての態度でございますが、これは猪俣先生の御質問につられた形でございまして、微に入つて詳しく説明すると盛んに追及されるものですから、つい私がそれをお答えしているうちに、犬養先生に非人道的な態度だ、というふうにとられまして、私はその点非常に心外なんですが、眞意は別にあることを申し上げたいと思います。

私が再度申し上げましたように、近親者が精神病の患者ができまして、それから、私自身も、これはノイローゼですが、今から考えますと、研究にあまり熱を上げ過ぎまして、軽い神経衰弱にかかったのです。そういう体験をいたしまして、何とかして一つ精神病患者を救いたいということで、私は北里研究所の付属病院におりまして病理学の研究をやつたのですが、その内眼科医者が百八十度転回して精神病に頭を突っ込みまして、そうして二十年からになるわけであります。私自身は、日本の精神病の治療、それから病理の研究に私の半生を擲げようというわけで、今のような研究的な設備も作りますし、いろいろな計画を一生懸命やっていくわけでござります。おかげで、今まで、われわれの病院も、私の理想

の線に一歩々近づいてきておると私は信じます。一度機会がございましたらおいでいただいて、私の病院を見ていただきますと、精神病に対する私の医者としての態度ないし考え方というものがおわかりいただけるのではないか、私はそう思いますか、何分よろしくお願い申上げます。

○犬養委員 ほがの委員の御迷惑になりますので、簡潔に伺います。まず、あなたの御説明なんですが、非人道的といふのではなく、私が内科、外科あるいは各科を通じて経験の深いお医者さんにはそれぞれの人の病状を尋ねたときの御説明に比較して失望しておるということを申し上げたので、委細は活字になつて出ておりますから、あとでお読み願えれば私としてはけつこうござります。

そこで、もとに簡潔に戻りますが非常な大きさの渦巻の中です、あなたは治療といふ非常に神聖なことをやっておられるわけです。ところが、あなたの御説明を伺つておりますと、この部屋の空気を見ておりますと、あなたの御説明に対して疑惑を持つている空気が相当濃い。そこから私の質問は出発するのです。ことに、精神病をおすすめする立場は、いかなる犠牲を払つても、苦惱をしておる精神病の患者をなおさなければならぬということが本目的である、こういうことを感ぜられませんでしたか。御本人並びに周囲の方は、この田代参考人の言辞から見ても明らかでありますか、あなたの御治療態度に信を置いていい空気が相当濃い。これが是か非かはまた別問題です。それでさつきちよつと伺つたわけありますが、私のいろ

いろいろな医者に接した体験から言いますと、そういうときには、自分は非常に真剣に病を治療するという本目的で邁進しているのだが、それを信じてくれないといふことになると、治療にも相當影響が多い。治療を受けられる本人並びに周囲が信じないということは治療にさわる。だから、心外でもあるから、自分の信用している他の精神医に見せる、他の精神医に委譲する、そういうことで、自分は及ばずながらおとすといふ努力は惜しまない、しかし、本人の精神的緊張をやわらげる意味からも、はたの空気をやわらげてこの問題を治療一本の純粹な姿に集中する意味からも、一つ主治医をえて自分が手助けになってみようといふお気持がなかつたか。少しあなたのお答えははかへ移りがちなので、このことを心得として伺つておきたいのです。私の知つてゐる経験の深い医者は、たゞたゞこういうことをやつておる。それをやることによつて、私は医者という、ものに対し敬意を深くしておる場合が非常に多いわけです。あなたの場合は、どうも自分の正義を主張されるのが——ことにこの部屋の空気におなれにならないせいも十分もありと思いまされけれども、自分の主張を正義化されることに少し急であるがために、かえつて第三者があなたの説に敬意を表しがたいという点が多々生じてくる、こういう結果になつております。従つて、こんな騒ぎのような渾巻の中で治療する場合に、だれでもいいのだ、あの人をおせば自分の目的は達するのだ、従つて、自分の親友あるいは同級生などで、こういう人におまかせて、自分は今までの知識を提供しよう、そういう

うお気持があつたがなかつたが、これは非常にお医者として大切なことであると思ひますから、伺いたいと思います。

○上田参考人 お答えいたします。他の医者に紹介して手助けを求めてとうことが最初でござりますが、この場合には、そういう手続はとりませんでござつたが、私、常にやつておることでございます。私どもの方は慶應大学と関係がございまして、この例は、慶應大学の神経科の三浦教授が、周囲の方にはおわかりになつたかどうか、二度見えました。受け持ちの医者が臨床経過を説明いたしまして、それで三浦教授の判断を求め、実は最後の決定は、われわれもそう信じておつたのですが、三浦教授にそれを確立していただいたわけであります。他の学派の方にはこの東さんの場合には見ていただきませんでしたが、他のケースの場合にもたびたびそういうことはやつております。私自身もそれは非常に勉強になりますので、それは常にやつております。

それから、周囲、友人の方々が、私の発言にどうとかいうことであります。が、私どもの病院関係、特に女子大学の先生方、そういう方々はきょう一名もお見えになつております。皆さん、東さんや田中さんの御関係の方々ばかり見えております。私どもの方の、私がしよつちゅう詳しく述べ、それから、周囲の方々がお見えになつたがなかつたが、これは非常にお医者として大切なことであると思ひますから、伺いたいと思います。

りましたのは、入院してしばらくしてからお見えになりました。特に田田さんがお見えになりましてからこんななうな事態に発展しておるわけでござりますが、最初からほんとうに心配しておられた先生方は、むしろ女子大の現在在職の方に多いでござります。

○犬養委員 ここに来ておられる方が、味方が多いとかどつちが多いとか、そういうことは全く関心を持っておりません。ただ、事実として、あなたの言行に対して不審の色が濃いところがありますから、當時、疑惑を持たれる自分が、治療一本で邁進で者ないから、ほかの医者に託すとか、あるいは自分が陰において助けをするという気持があったかどうかということだけを伺つたわけでございます。従つて、あなたの御答弁のうちに、大体あなたとの御心境がわかりました。これはあとで参考にいたしたいと思います。

もう一点、東さんの御病状は、東さんの本来の性格だから出たものか、あるいは、いろいろ不愉快なことが自分の長年いた学校で起つたためのショックで起つて、その点だけは、その問題が片づけば冷静になるという御分析がありましたかどうか。胃頭の病状の御説明では、その点が一點もなかったよう伺いますので、質問いたすわけであります。

○上田参考人 先ほど胃頭のこところでお話し申したと思いますが、業績集の中に、主治医がその間の事情を詳しく書いております。業績集は、私どもの方の研究所で毎年発行しているのであります。その中に、ペラノイドといふのは珍しい病氣ではございませんが、非常に知性が高いという点で、今

までにそういうふうなケースの報告が
学界にございませんので、学術的な意味で、私の方の主治医が論文に書いてござります。その中に詳しく書いてござりますから、後ほどお届けいたしま
すから、それをご覧いただきたいと
思います。

○犬養委員 どうも少し話がずれるの
ですが、簡単に伺います。それでなく
く、つまり、夫婦の場合ならば、奥さ
んが今おっしゃるような精神病である
が、しかし夫の方も悪いのだ、従つて
て、本来奥さんの性質がそうではない
という分析があると思う。東さんの場合も、
本来の激しやすい御性格もある
と思います。公平に言って多少行き過ぎ
もあると思いますが、それは、一方
から、公平に考えると、学校並びに關
係者の東さんに対する態度の影響もある
のじゃないか。お医者さんとして大
きな、それは恕すべき点はこういうであ
るというような分析があつてかかるべき
だ、こういうことを言っているのです。
あなたの方の御報告を読みたいとい
かいう問題とは別です。

○上田参考人 それはすでに申し上げ
ておるわけでございますが、報告文の
中に書いてもござりますけれども、素
質、その上に体験が加わって、それが
ら今度感情的な観察、外界の影響とい
うふうなもののが総合的に作用してでき
た病的状態だということをごぞいます
から、ですから、素質が基本でございま
して、それにいろいろな体験が加わ
り、それに感情的な観察、外からの影
響といふようなものも働きまして、そ
してああいうふうな病的状態ができる
上つておつたわけであります。

○犬養委員 そうすると、東さんにも

ともと激しやすい性格の面もあった。しかし、こういう点も、女であって、独身であって、長年学校のこと一點りの生活をしておった人としては氣毒だ、人間として氣の毒だというよな分析をなさいましたか。

○上田参考人 それは申すまでもないでございまして、患者の治療にながら熱を上げてやり、それから治療方針を守るために一生懸命やつたことが、いろいろ第三者に誤解を招いたかもしれませんのが、そういうふうな意味で、治療方針を打ち立てまして、それを踏まえたしましたのも、何とかしてなおしたいということでおつたわけでござります。

○大庭委員 ほかのお医者さんに診断を依頼されたということとございましてから、その点も委員一同でまた読ませていただきたいと思います。しかしこれは遺憾ながら、あなたの今までの御陳述では、終始して、こういう点は氣の毒であったから、その点だけは厳格に治療する間にも絶えず心づかいをしていらっしゃる感じが出来ませんので、われわれがよくいな質問をいたしているところを、どうぞ静かに御反省を願いたいと思います。これで終ります。

○高橋委員長 菊池君。

○菊池委員 上田さんにお伺いしたいのです。私はこの事件の全貌といふのはわかつておらぬのであります。きょう初めて資料をいただき、まだその資料も読んでおりませんが、ただ私がお伺いしたいのは、上田さんの今日申されましたことにつきまして、また昭快にわからぬ点がござりますので、その点一二三お伺いいたしたいと思ふのであります。

前半がの もう いよいよ 治癒途 へ す か いし 補治し、 お ほい うの 張・

第一には、弟さんと最初に会ったのはいつでございますか、まずその点をお伺いいたします。

○上田参考人 先ほどから申し上げておりますように、最初に私が会いましたのは二十九年の十一月十九日でございますが、その前に、ここにおられる中原事務局長その他の方が会っておられます。

○菊地委員 このとき、病状をお話しになつて、入院の必要を説いて、そして同意書をもらつたわけですか。その点どうです。

○上田参考人 病状を説明いたしました。治療するには、こういう状態の非常に有益な参考資料になりました。

○菊地委員 最近の赤い表紙のもの序文が私ども非常に有益な参考資料になりました。

○上田参考人 その赤い表紙のもの序文が私ども非常に有益な参考資料になりました。

○菊地委員 その赤い表紙のもの序文が私ども非常に有益な参考資料になりました。

○菊地委員 その赤い表紙のもの序文が私ども非常に有益な参考資料になりました。

す。単に著書だけをあげておられるのですが、その他に病状診断の資料に供したものはどういうものでしようか。

○上田参考人 私のところの食養課長のところに参りました手紙、それから食養課長がおたずねした中でずっと見て参りました様子の報告、それから著書は全部ひっくり返しました。著書は四冊ほど私が見たのがあります。一番

食養課長がおたずねした中でずっと見て参りました様子の報告、それから著書は全部ひっくり返しました。著書は

非常に有益な参考資料になりました。

○菊地委員 精神病の診察の方法についてはわれわれしろうとはわからぬのでござりますけれども、それだけでなたは病状をはつきりと把握されたのであります。まあおまえで東さん

でござりますけれども、それだけでなたは病状をはつきりと把握されたのであります。まあおまえで東さん

病の妄想系、それから、その次がパラノイアと精神分裂病の妄想系と全く同じものがございます。精神分裂病の妄想系にもいろいろなのがございますが、パ

ロノイアと精神分裂病の妄想系と全く同じ病気ではございません。精神分裂病の妄想系

のノイア、それからパラフレニー、という

うに、精神分裂病とパラノイアといふのは、病状的には、ある時期には全く同じ症状でござるまして、経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。結局分裂病の一つの亜型で、本質的には同じものでございます。まるで違った病気ではございません。経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。治療方針も両方とも同じものをやる。それで、資料から、一

番まずボビーラーの分裂病、パラノイアも著えられるということで、本質的に同じものでございますから、その病状を観察いたしますと、これは妄想系、

これはパラノイアとどうことがわかるのでございます。どういうことかと申しますと、分裂病は人格の崩壊がござります。最初スタートは全く同じ症状でございますが、経過とともに人格の崩壊がやって参ります。パラノイアは終生そういうことはございません。です

から、その点が……。しかし、本質的には同じようなものでございます。

○菊地委員 そこで、病気はパラノイアといふ病気だとかあるいは精神分裂症ではないかと思つた、あなたはこう

は、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 どういうふうな妄想内容は、初対面ではなかなか詳しい話はございません。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 それから、入院したのは十一月の二十三日、あなたが、いわゆるほんとうに御診察をなさつたのは、その二十三日以前にはございませんでしたか。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 どういうふうな患者の場合は、本

人が書かれたもの、著書ですか、その他のものを診断の最も重要な根拠にいたしました。それが資料診断でありました。

○菊地委員 その資料の内容を具体的に聞かしていただきたいと思うので

第一には、この点はどうでしようか。

○上田参考人 先ほども申しましたよ

うに、精神分裂病とパラノイアといふのは、病状的には、ある時期には全く

同じ症状でござるまして、経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。結局分裂病の一つの亜型で、本質的には同じものでございます。まるで違った病気ではございません。経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。治療方針も両方とも同じものをやる。それで、資料から、一

番まずボビーラーの分裂病、パラノイアも著えられるということで、本質的に同じものでございますから、その病

状が同じというのがしばしばござります。最初スタートは全く同じ症状でござりますが、経過とともに人格の崩壊がやって参ります。パラノイアは終生そういうことはございません。です

から、その点が……。しかし、本質的には同じようなものでございます。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 それから、入院したのは十一月の二十三日、あなたが、いわゆるほんとうに御診察をなさつたのは、その二十三日以前にはございませんでしたか。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 どういうふうな患者の場合は、本

人が書かれたもの、著書ですか、その他のものを診断の最も重要な根拠にいたしました。

○菊地委員 その資料の内容を具体的に聞かしていただきたいと思うので

第一には、この点はどうでしようか。

○上田参考人 先ほども申しましたよ

うに、精神分裂病とパラノイアといふのは、病状的には、ある時期には全く

同じ症状でござるまして、経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。結局分裂病の一つの亜型で、本質的には同じものでございます。まるで違った病気ではございません。経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。治療方針も両方とも同じものをやる。それで、資料から、一

番まずボビーラーの分裂病、パラノイアも著えられるということで、本質的に同じものでございますから、その病

状が同じというのがしばしばござります。最初スタートは全く同じ症状でござりますが、経過とともに人格の崩壊がやって参ります。パラノイアは終生そういうことはございません。です

から、その点が……。しかし、本質的には同じようなものでございます。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 それから、入院したのは十一月の二十三日、あなたが、いわゆるほんとうに御診察をなさつたのは、その二十三日以前にはございませんでしたか。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 どういうふうな患者の場合は、本

人が書かれたもの、著書ですか、その他のものを診断の最も重要な根拠にいたしました。

○菊地委員 その資料の内容を具体的に聞かしていただきたいと思うので

第一には、この点はどうでしようか。

○上田参考人 先ほども申しましたよ

うに、精神分裂病とパラノイアといふのは、病状的には、ある時期には全く

同じ症状でござるまして、経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。結局分裂病の一つの亜型で、本質的には同じものでございます。まるで違った病気ではございません。経過を追つて初めて両方の区別がつく。ですから、本質的には両方とも同じようなものであります。治療方針も両方とも同じものをやる。それで、資料から、一

番まずボビーラーの分裂病、パラノイアも著えられるということで、本質的に同じものでございますから、その病

状が同じというのがしばしばござります。最初スタートは全く同じ症状でござりますが、経過とともに人格の崩壊がやって参ります。パラノイアは終生そういうことはございません。です

から、その点が……。しかし、本質的には同じようなものでございます。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 それから、入院したのは十一月の二十三日、あなたが、いわゆるほんとうに御診察をなさつたのは、その二十三日以前にはございませんでしたか。

○上田参考人 二十三日以前には、資料診断だけでございます。書かれたものでございました。

○菊地委員 その資料診断といふのは、どうしたことでしょうが。

○上田参考人 どういうふうな患者の場合は、本

われる。だらうと思つたから、はねつけた。そして、最後だと思つて、井上先生に、何とか最後の努力をしてくればいいかという手紙を出したところが、気が違ひはどうにもしようがないと言つてきた。そのときに私は初めて、「あ、これはいかぬ、身内で正気だと思っておるけれども、これはどちらやら怪しいのかかもしれないぞ」と、私そのとき非常に疑惑を持ったんです。しかし、おかしいと思つたら診察させるべきなのに、一体学校はどうしているんだろう。そこで、精神病かもしれないんだから、診察させると学校に言つたんです。二回も人に対して「精神病だ」というのに説得しようと、これはどう考えたところで矛盾しております。元井上先生は女子大学の学長だし、現在においても一番の責任者であるんだから、学校の方でそういう疑いを持っているんなら、それらの手続をとつたらよろしい——。そうすると、やがて手紙が来て、診察させるからやつてこいといふ。僕は憤慨したです。ちゃんと四月ごろからわかっているんだし、井上先生に出したらそういうことを言つてくるんだから、診察するためにやつてこいどころじやない、ちゃんと診察をして、学校の方で入れてくれなければならない、僕は知らぬと、こう言つてやつた。そこで、上田博士に診察してもらつたら精神分裂症だという、入院にはあんたが立ち会つてくれぬと困るからやつてこい、入院費用もあなたに少しもお金のかからぬようにするから、安心して一応立ち会いに出てこいという話であった。そして、学長がお帰りになるのはたしか十一月の四十一日かなんとかいうことであつた。その日

に来てくれぬかと日を指定してきました。よろしい、それでは行きましょ
う、こういうわけで私行つたわけなん
です。以上の通りであります。

○猪俣委員 その次に、井上秀子女史から、姉さんは精神病だという手紙が来たのはいつごろですか。

○東(諦)参考人 これは母の死を報じたころだから、五月ごろかと思います。

○猪俣委員 その井上氏から来た手紙などはどこへやらされましたか。

○東(諦)参考人 たしか五月の分は探し出しまして警視庁へ行つていると思ひます。もう一回もらつてあるはずですが、最後の分はどうしても出ません。

○猪俣委員 そうすると、井上女史から精神病だという手紙を二回もつてある、五月に来たのは警視庁へ出してあるところですね。

○東(諦)参考人 そうです。

○猪俣委員 そこで、今度は、上田院長に見てもらつたら精神病で入院させなければならぬが、それにはお前の同意が必要だから出てこいということ

るという相談があつた。しかし、それは、自分が弟として、何とかすると、いつたってしようがないと言つておった。その後井上秀子女子からやはり気違つた。どう手紙をもらつた。そうすると、とにかく、最初にあなたに交渉に來たのは中原君と月田といふ先生だが、それはいつごろでしたか。

まがせます、どんなことでも絶対に文句は言わない。専門のことは、まがせると言つたらまがせなければ十分にやつてくれない。だから、弁護士に頼んだら絶対私は文句を言わないし、医者にものを頼んだら、どんなに切られてもかまわないのであります。私も自分自身の専門を尊敬していますし、僕は歴史をやっているのだから、歴史のこととはおれに聞け、法律のことは弁護士にまかせる、医者がそろ言つた以上、僕は絶対に信用して、思う存分やつ下さい、同意しますから、入院させて治療してやつて下さい。こういうことだけであるが、その点はどうです。

○猪俣委員 そのときに、姉さんはどんな病状があるといふような具体的な説明をお聞きになりましたか。ただ、入院すべき病状だという、抽象的に聞いてあります。

○東(諦)参考人　はい。
○猪俣委員　その入院の判を押させる
とき、だれとだれがあなたにどういうふ
うな説明をしましたか。

○東(諦)参考人　さっきも上田さんがあ
ら説明がありましたが、病状の説明があ
って、入院させる必要がある、入院さ
せねばなるだろ、こういう話がな
りました。それで、私は、法律は弁
護士に全部まかせます、丙類は医者こ

ました十九日に、中原さんと、記憶で間違いなかつたら、車に乗せてもらつて一緒に行きました。そのときには博士から詳しい説明を聞きました。そのときに判明を押しました。しかし、日付は多くあとで「二十三日だと思つてあります。
○猪俣委員 そうすると、あなたは、学校にいらした姉さんをどういうふうな法で病院へ運んでくるかどうかことについて相談にあづかつたが、また、あなたがこういうふうにしてくれと要望をしたが、あるいは一切を病院または学校側にまかせたのか。
○東(諦) 参考人すべての方法を病院へおまかせしました。適当に最もよき方法をとつてもらいたいという……。
○猪俣委員 そうすると、さういき同じ方が質問いたしましたが、十九日に学校側なり院長なりが入院の必要をあなたに説明しておる。ところが院長はそ

おおつた。それで、精神病の判定といふのはそういうふうにできるものか、かくのとく近代の科学は、精神でもなだ見ただけでわかるのだと私は信じております。

○猪俣委員 あなたが同意の話をされたのはいつで、印を押したのはいつですか。

○栗原(帝)参考人 ちょっと上京へ参りましたから、約三ヵ月でござつた。

氏の手記に対する真相の記録となるものを配布しております。これを見ておられますと、いろいろなことが書いてある「本学が謀計をもつて昭和二十九年十一月十三日武藏野病院に東氏を入院させた」と手記中に記されているが、これは診断の当初から入院にいたる迄、凡て実弟東諦氏の願出と責任に於てなされたのであって、本学は事前に実弟諦氏に東佐薫氏が精神病患者である等のことを暗示したことは一切なく、ただで院に対し出来うる限りの好意をつくしてすぎぬ」という声明です。あなたはこれを読んでどういうふうにお考になりますか。

るしいかどうか、もう一べん返事をして下さい。

○栗(諱)参考人 私は、診察の方法とか何とかいうことは知りません。上田さんは専門的立場から十分な診察をなされたので、それだから入院しなければならないと私は了解をしまして判を押したのです。

○猪俣委員 ところが、日本女子大が当去務委員会に付しまして「東北

卷之三十一

• 100 •

興事業を少しくやつておりましたので……。ですから、あとで、これはほんとうだうまくはめられた、おれだからこんなにうまくはめられたのだとおもい、だまされたのを自慢するよりしようがないと思つたほどばかげたもので。

○猪俣委員 そうすると、現在あなたは、実に学校側にうまくはめられた、かくもうまくだまされたものだといふように、自分で自分を自嘲するような気持であるといふうに承認するのあります。なおあなたに詳しいことを聞きたいのですけれども、時間がありますから……。

これは後に当法務委員会へ証拠として出したいと思うのですが、あなたから私あての詳細な手紙がある。これはあなたが書いたものに違いないかどうか。

〔猪俣委員参考人に書類を示す〕
○東(説)参考人 違いございません。
○猪俣委員 私も本日初めてあなたにお目にかかるだけですが、あなたが非常に憤激しておられる手紙は前に受け取つておつて、真相はある程度わかつております。きょうの証言とあまり違わない内容のもので、なお詳細に書いてありますから、これはあなたが書いたものに間違ひなければ、委員会へ証拠として出します。

なお、あなたは、警察あるいは検察庁に調べられたことがあるか、その調べられたときに今と同様なお答えをなさいましたかどうか、その点についてお伺いいたします。

○東(説)参考人 検察庁におきまして

もいつも一貫して變つておりません。

○猪俣委員 なお、先ほど私が質問をいたしましたこの武藏野病院の業績書の別冊の中に、あなたはかつて精神病院に入院したことがあるということが書いてある。ところでおなたはそれを書いてある。ところでおなたはそれを見せられて、それに対してもどういうふうに考へられるか。

○東(説)参考人 私がそれを初めて見て、そのときには、たしかこの夏警視庁の方から呼ばれまして、出頭していろいろ陳述をしたときであります。なおあなたに詳しいことを聞いて、そのときは、君、こんな経験があるのか、絶対にない、実にけしからぬ、非科学的なものである限りは、実証のないことだから、この科学鑑定といふものそのものが実際にたらめだということは、これは証明できる、これは何となりましょかと実は警視庁に聞いたのです。しかしながら、これには名前がないから、告訴しても名譽棄損にはならぬ、そういうわけですか

○猪俣委員 私も本日初めてあなたにお目にかかるだけですが、あなたが非常に憤激しておられる手紙は前に受け取つておつて、真相はある程度わかつております。きょうの証言とあまり違わない内容のもので、なお詳細に書いてありますから、これはあなたが書いたものに間違ひなければ、委員会へ証拠として出します。

なお、あなたは、警察あるいは検察

と前に会つた場合と、直感的に一日見ただけではわからないから、三日ほどずっと見ていたが、全然變りない。私は最初、大澤さんに、こういふういうわけで、あなたは学校の事情を知らなかどうかわからずと思つたから、やはり第三者の批判を求めていたと思つて、自分の大学時代の友達の医者とのところへ行つて、君、今こんな話がある、ちょっとと来てくれと言つて、大澤さんも来てもらつたのですが、君はとにかく単純だからね、世の中は複雑だから氣をつけにいかぬと、非常に暗示のある言葉をかけられたのです。私はあまり忙しかつたのでどことなしにいたしましたが、今お聞きすると、学校なり病院なりにだまされたという感じを持ったといふのですが、どういふ同意せられて、そうして姉さんは入院いたしましたが、今お聞きすると、学

校の陳述の方が正しいのです。これは、警視庁の方でも、法務当局においても、また検察庁におきましても、私の言うことは四つの陳述書に同じでございまして、警視庁の方の陳述を参考にして、下さつたらわかると思います。その事実は私はたしか言つておいたはずですが、姉の方に通じなかつたのかもしれない

○小松参考人 姉に会いました第一回は、東京地方検察庁にて、上田院長と面会いたしました。そのときの病院の態度はどうか、そのときの病院の態度はどうか、そういうことについてあなたの見聞したところをお述べ願いたい。

○高橋委員長 小松さんによるとお見ますと、東佐養子氏が入院後、東氏が占拠されていた二教室並びに宿舎接觸

会アパートにあった東氏の私物はすべて実弟譲氏と弟子大澤みどり氏が処置され、本校はこれに関して何ら関与していない、こういふうに声明されても申上げてありますが、学校の方には責任はございません。私は、姉が入院した以上、あらゆる物を持って帰らなければいけないので、紙類の大部分のものを私は焼却したわけです。学

校の陳述の方が正しいのです。これは、あります。そのときに一緒に参りましたのが、学校当局の中原先生と弟さんの東説さんとが一緒でございました。上田院長と面会いたしましたときには、先ほど上田金太郎さんから御説明がありましたように、上田院長から病状がどういうようであるといふ説明をただ一方的に聞かされただけで、どちらからは何も申し上げる余裕がない

○小松参考人 そうすると、あなたはこれを処置されたのですね。わかりました。それならそれでよろしくござい

ます。

○猪俣委員 あなたは東氏の非常身辺に近くおられた方であると思いますが、この東さんが精神病院に収容されながら気をつけにいかぬと、非常に暗示のある言葉をかけられたのです。私はあまり忙しかつたのでどことなしに行つたのですが、なるほど私は学校を信頼している、絶対間違いないと思つた。ところが、印象が違うし、言われて反省してみると、非常に疑うべき疑点が起るのです。最初に、説得してくれ、出してくれと言つけれど、私は知らないと言つし、最後に、どういう手筋を使えば病人になる、これはしまつたと思った。一つはそういう理由であつたしましたが、今お聞きすると、学校なり病院なりにだまされたといふ感じを持つたといふのですが、どういふ

うか、そのときの病院の態度はどうか、そういうことについてあなたの見聞したところをお述べ願いたい。

○小松参考人 第一回に病院に参りましたのは、先生が収容されました十一月二十三日の翌々日、十一月二十五日でありました。そのときに一緒に参りましたのが、学校当局の中原先生と弟さんの東説さんとが一緒でございました。上田院長と面会いたしましたときには、先ほど上田金太郎さんから御説明がありましたように、上田院長から病状がどういうようであるといふ説明をただ一方的に聞かされただけで、どちらからは何も申し上げる余裕がない

ほど大へん興奮しておられた状態で

あつたよう思つております。そして、そのあとたびたび面金に参りました際には、上田院長にも面会いたしました

それから、今度は長野の方から出て

いらつしゃつた小松みどりさん、小松さんは東さんとどういう関係であられ

るか、そして、現在は小松さんだが、

前名は何といわれるか、結婚前は何と

いわれたか、それをお答え下さい。

○小松参考人 前名は大沢みどりと申しました。東先生との関係は、日本女子大学においてフランク料理を選択いたしましたその師弟關係でござります。

○高橋委員長 小松さんによるとお見ますと、東佐養子氏が入院後、東氏が

見ねをするのですが、今の住所、職業、その点をおっしゃって下さい。

○小松参考人 ただいまの住所は長野市相ノ木西町。職業、無職でござい

したわけじません。

それから、その東さんの病気に対する、病氣でないものを、それから入院する必要のないものを手段として病氣にしたというふうに私の思い過しかもわかりませんが、聞き取ったのでございませんが、その点は私がいかに御説明申し上げましても十分におわかりいただけないのではないかと思ひます。

で、適当なこの人ならという方にさらが……私が説明いたしますと、かえって妙な弁解のよう聞えます。お尋ねいたします。

小松さんは東先生からやはり大学在学中お習いになったかどうか。その時分の先生と入院当時の先生と、あなたは最後までその身边におられた方だと思ひます。何か違った態度や様子があつたのかどうか。すなわち、これは精神病なりとして外目にわかるような、何があなた方が教わった先生——非常

に人気のあつた先生だ。あんまり人気があり過ぎるくらい人気があつて、そこに学校のいろいろな派閥が起つた。私どもは、今日の調べでは、学校内紛とか、日本女子大学をどうするとおりません。ただ当法務委員会の本來の使命であります人権擁護の立場からしているのでござりますから、学校関係につきましてはお尋ねしたくないのであるが、あなたが生徒としてお習いして非常に人気のあつた時分の東先生と、入院当時の東先生、現在の東先

生、どこか変つたところがあるかどうか、その御説明が願いたい。これは、

か、その御説明が願いたい。これは、まず小松さんから、次に白田夫人から

御説明を願いたいと思います。

○小松参考人 学校当時お教えを受けましたこと、入院当時、現在、全然

変わつておりません。ただ、変つたところとして申し上げれば、服装が違つてお

りました。それから近ごろになって特に深く接しますので感ずるのかもしれませんけれども、授業を受けておりま

すこの先生より現在の先生の方が、

より以上に各方面から深くなつております。人情的に大へん深く進んでいます。

○猪俣委員 小松さん及び白田夫人に

お尋ねいたします。

○高橋委員長 白田さんは、今の猪俣

委員の御質問に対しお答え下さる前に、姓名と住所と職業をおつしゃって下さい。

○白田(ス)参考人 白田スエ。大田区馬込東一丁目千二百三十六番地です。

仕事は白田株式会社の専務をしております。

今御質問いたしました、東先生の教えを受けましたことと現在と變つておりますがということについては、東先生は一貫して全然違つたところはございません。

それから、この病院の上田先生のことについて疑問なことをお話ししてよろしいですか。——さつきからいろいろ御説明いただきたいけれども、その中で非常に重大なことが抜けている

と思ひます。それは、「一月の二十九日」に私がお伺いしましたときに、

東先生は、一旦入院したものをす

ぐに退院させることは病院の面子にかかるといふことをおつしゃって、ど

うしましたら、そのとき、東先生の病氣は非常に悪くて、これから何年か

ならないということはおつしゃいました。さつき白田の記憶違いだと思いま

た。それで、どういう療法をなさるのですかと伺いましたら、インシヨリン

療法をなさるとおつしゃいました。そ

れで、私は専門じゃありませんからよくわかりませんけれども、若い方には

電気療法をするけれども年を召した方にはインシヨリン療法でなくちゃいけない。インシヨリン療法というの

は、どうもない人にかけたら、今まで

ことは記憶がなくなつてしまつて、患者にはきくけれども、そうでない人には逆効果があるといふことを前もつて伺つておきましたのですから、非

常に心配しまして、その療法はいつか

上田先生が、暮れだから、正月過ぎて一月十日ころから始めるとおつしゃいました。私どもは、暮れやら正月で忙しかつたのですけれども、これはどう

しても一月十日までに先生をお救いしなければ、永遠に救えないと思ひました。どうもしない人にかけて変になるのでしたら、今後幾ら私たちが動きまし

ても、もう前の記憶がなくなつてしまつたのでは肯かにならないと思ひましたから、どうしたら退院できるかをお伺いしましたら、弟さんがお入れに

お伺いしました。弟さんはお入れに

おつたのだから、弟さんの承認があれどもは勤いたのです。それで、一月十

日にすつかり書類がそろいましたときも、先生は、一旦入院したものをす

ぐに退院させることは病院の面子にか

かるといふことをおつしゃって、ど

うしてももう少し置いておかなればならない」ということはおつしゃいました。二日なり——初めにお願いしたのは三

日ですけれども、お正月の三日だけは家でさせたいから、どうぞ、責任を

持ってお帰りますからと言つて、お

がおいでになりましたのです。白田が帰つてきました、多分先生が退院な

さいたと思っておりましたらお帰りになりましたと思つておりました。それまでには

一週間かかるからというお話をたとえて言つたのです。白田が、そんなばかなことはないからと言つておりました

ら、十一日の朝に弟さんがおいでになりましたので、先に優生課の方に行つて伺つて、そうして判こをいただいて、抜き打ち的だ、どうしても上田先

生がこれでは仕方がないといふような方法にして、無理に連れて帰つたので伺つて、そうして判こをいただいて、拔き打ち的だ、どうしても上田先

生がこれでは仕方がないといふような方法にして、無理に連れて帰つたので

です。ですから、非常に違うところは、

治療したからいい状態になつたのです。でも、もう前の記憶がなくなつてしまつたのではなくかにならないと思ひました。どうもしない人にかけて変になるのでしたら、今後幾ら私たちが動きまし

ても、もう前の記憶がなくなつてしまつたのではなくかにならないと思ひましたから、どうしたら退院できるかお伺いしましたら、弟さんがお入れに

お伺いしました。弟さんはお入れに

おつたのではいけない、しようがないから帰りましょう、ただ一つお伺いしますが、今あなたのお詫びは相

当重大だと思います。そこで、あなたが上

田院長に会いに行かれてそういう話を

されたのはいつでしたが、もう一ぺん

お言つて下さい。

○白田(ス)参考人 私が最初に参りましたのは十二月の二十九日です。二十

九日に参りましたときは、さつき白田

が申しましたように、病氣だといふこと

言つたのは十二月二十九日ですか。

○白田(ス)参考人 そうです。

でも、ああいうところじや氣の毒だか

ら、私が絶対に責任を持つて一日なり

二日なり——初めにお願いしたのは三

日ですけれども、お正月の三日だけは

家でさせたいから、どうぞ、責任を

持ってお帰りますからと言つて、お

がおいでになりましたのです。それがいけないと言つた方は東先生に反対していられる方です。つまり、学校側の人にしてお会い下さいと言いましたら、それもいけない

ことですから、実は優生課の方の

判がいただけないから、それまでには

さつたと思っておりましたらお帰りになつていません。どうしたかと言つたのですから、実は都の優生課の方の

ことは記憶がなくなつてしまつて、患者にはきくけれども、そうでない人には

には逆効果があるといふことを前もつて伺つておりました。それまでには

一週間かかるからといふお話をたとえて言つたのです。白田が、そんなばかなことはないからと言つておりました

ら、十一日の朝に弟さんがおいでになりましたので、先に優生課の方に行つて、どうして先生がおいでにならなさいと言つたのですから、上田先生がお会い下さいと言つたから、その次に面会をして下さいと言つたのです。つまり、学校側の人にしてお会い下さいと言つたから、それもいけない

○猪俣委員 それから、もう一つ言つたことは、どうしたら出られるか、弟さんの同意があれば出られると言つたのも十二月二十九日ですか。

○田中(ス)参考人 そうです。二十九日です。上田先生に初めてお目にかかりたその日です。

○猪俣委員 そこで、来年の一月十日に電気療法をやられると大へんなことになるというので、あなたは非常に心配なされた。それから、弟さんの同意を得て退院するにも、一週間や二週間、あるいはさつきの田中さんの証言だ

が、一ヶ月もかかるというような話が病院からあつたと言つておられたと思うが、あなたに一週間も三週間もかかるのだという話をしたといふのはいつですか。

○田中(ス)参考人 その書類が整いましたのは一月十日だったのです。その十日の日には私は病院へ参りませんで

した。その書類があつたら間違なく退院させていただけです。その

十日の日には私は病院へ参りませんで

した。その書類があつたら間違なく退院させていただけです。その

十日の日には私は病院へ参りませんで

した。その書類があつたら間違なく退院させていただけです。その

十日の日には私は病院へ参りませんで

した。その書類があつたら間違なく退院させていただけです。その

十日の日には私は病院へ参りませんで

した。その書類があつたら間違なく退院させていただけです。だから、私は、それで戻ってきたからだめだとおつしやつたと言つたのです。だから、だと言つたのです。ほかの先生に向つたら、もし退院する意思がそつちにあ

れば、面会をさしててもよいわけだとおっしゃる、だから、どうしても面会をさせてもらひなさい、面会さしてもうまでは帰ってはだめだと、私は電話で話したのです。それで、皆さん強硬に先生にかけ合つて、そのうち先生に面会していらしゃつたの

です。

○猪俣委員 そこで、小松みどりさん

に聞きますが、あなたは書類を持って一月十日に病院へたずねて、だれに会つたときに何人がどう、うことを言つたのですか。

○小松参考人 一月十日に書類を持つて参りましたときには、上田先生に面会を申し込みましたけれども、それが許されないで、食養課の小野課長に面会をいたしました。そのときも再三

上田院長に会わせてほしいということを申し込みましたけれども、最後までどうしてもお忙しいからという理由で会わされず、それで、書類を出して、これがそろつていてるからと申し上げたところが、病院には病院の手続があるから、一週間くらいはどうしても退院

させることができないと言いました。そのとき田中さんの方から電話がありましたし、こちらでも、退院させる

ことがわかるつているのに面会をさせない理由があるかと、うことを強硬に申し込みまして、帰りましたわにやつと面会を許されて、五十日目に面

会しました。

○猪俣委員 そうすると、そんな書類がそろつていても一週間も十日もかかると言つたのは、小野房子といふ食養

課長の人か言つたわけですね。

○小松参考人 その通りでござります。

○猪俣委員 実は、私も他に余念があ

りますし、それから田中夫妻は実は五時までと言つたのを、うつかりして私も時を過ごしましましてが、た

だ、君よはまだ残りの学校側の方及び東女史本人がありますけれども、他

日を期して、きよはこの程度で打ち切りたいと思うのですが、委員長よりお詫び願いたいと思います。

○高橋委員長 今猪俣委員の御発言もありましたが、ただ一点私から参考人にお伺いいたしたいのです。

まず上田参考人にお尋ねしますが、この東佐喜子さんを入院させることにつけて、学校側から、その治療費のこと

を何が学校の方で負担するとか、そ

ういうお話はありますでしたでしょうか、その点いかがですか。

○上田参考人 それは、中原先生からお話しいたいた方が非常にはつきりすると思いますが、ばく然として、払う

うような払わぬような、その辺はどうもはつきり……。退職手当の方を回す

とか、いろいろあつたように記憶するのですが、中原先生が直接責任の衝に當られましたので、中原先生の方がよ

くおわかりと思いますが、いかがなも

うとうございましょうか。

○高橋委員長 やはりあなたにお尋ね

をするのですが、先ほどの御意見の中

に、強制入院をするに至った事情は何

適用妥当なケースについてだけでございませんから、その点誤解のないように申しますが、その会談のときにございましたのとおり、書類一切が完備しても、病院は病院の面子があるから出せない、こういうお話をありますから。それが、お問い合わせたいと思いますが、入院当初から、費用は、一つ、長くなる場合に備えて、いろいろ弟さんの方に負担にならないようにしております。ただし、その間いろいろ心配いたしましたが、十九日の三者にございましたが、ただ一点私から参考人にお伺いいたしたいのです。

まず上田参考人にお尋ねしますが、この東佐喜子さんを入院させることにつけて、学校側から、その治療費のこと

を何が学校の方で負担するとか、そ

ういうお話はありますでしたでしょうか、その点いかがですか。

○高橋委員長 東佐喜子君にお尋ねするのですが、先ほどのお話の中で、入院の費用は学校で負担するからといつて、手続をああもしょ、こうもしょ

うということを考え、それからまた、いろいろ研究しておつたわけでござい

ます。

○高橋委員長 東佐喜子君にお尋ねするのですが、先ほどのお話の中で、入院の費用は学校で負担するからといつて、手続をああもしょ、こうもしょ

うということを考え、それからまた、いろいろ研究しておつたわけでござい

ます。

○高橋委員長 それでは速記を始め

下さい。

○椎名(隆)委員 田中夫人に一点だけ

お伺いしたいと思います。

あなたがいらっしゃつたのは十二月の二十九日だったのです。それで、退院のことを聞いたときに、書類一切

を作りましたか。

○小松参考人 その当日は病院にな

て、都にあるから、それをもらつてき

て、それに書いてほしい、病院にはな

くて、都の方に用紙があるといつこと

と考へられる

よほど思ひます。

○椎名(隆)委員 そうすると、その十

日の日に書類を持って、病院は

病院としての書類がある、こうおつ

しゃられたというが、その持つてい

た書類以外に、病院で何かほかの書類

を作りましたか。

○小松参考人 その当日は病院にな

て、都にあるから、それをもらつてき

て、それに書いてほしい、病院にはな

くて、都の方に用紙があるといつこと

と考へられる

よほど思ひます。

○椎名(隆)委員 田中夫人に一点だけ

お伺いしたいと思います。

○高橋委員長 それでは速記を始め

下さい。

○椎名(隆)委員 田中夫人に一点だけ

お伺いしたいと思います

○上田参考人 専門外の方でございま
すので、二十九条あるいは生活保護法
というはどういうものか、どの程度
に御理解があつたか、今のお話を聞く
と不確かなように見えるのでございま
すけれども、私は詳しく御説明申した
つもりです。今申したようなことで承
諾を得たというつもりで、私ども書類
の提出を求めましたのも、二十九条の

方が郷里に不動産をだいぶ持つておられるようございまして、それは申請もうまく参りませんで、それで二十九条というやうになつたわけでござります。ふつては更刀の刃口二千五百四十

なんだ。資料だけで、入院がいいか悪いか、入院の同意をしなければならぬかどうかなんという鑑定は出ないはずなんです。精神衛生法三十三条は、少くとも院長自身が診察しなければならぬはずなんだ。ところが、資料だけであなたは鑑定して、すでに入院の同意を求められておる。そこをさつき椎名君も質問して、「うんじゃあ、かと思いつ

ははつきりしていないのだ。それはどうなんですか。

もせずして入院せしめるというようなことは違法だと思うのです。しかし、上田院長はいつもそれは合法だと主張されておるから、やむを得ませんが、それは監督官庁の説明を聞いて私どもは考えたいと思います。

きょうは私はこれで終ります。

○高橋委員長 ただいまの猪俣委員の

○上田参考人 最初は自費で入られた
わけでございます。それから、費用を
軽減するのにはどういう方法があるか
ということで話題に乗りまして、私ど
もの方でとっている方法は生活保護法
による医療扶助と精神衛生法の二十九
条、症状が二十九条に該当すると考え
た場合にのみ二十九条は適用できるわ
けでございますから、その点誤解をい
ただかないために申し上げたいと思
いますが、二つの方法がある。まず生活
保護法の手続を研究してみる。その間
自費でやつて——学校で負担するなど
うか、そこまで話が行つたかどうか、
他の方に御聴取いたきたいと思いま
すが、生活保護法がうまくいかなかつ
たときは二十九条の症状もなおいろいろ
研究してみると、二十九条に該当す
る症状がそろうといふやうなことにな
つたら二十九条の手続をとること説明
いたしました。生活保護法は、実弟の

んなことでもして下さいというようなわけで、実は精神衛生法というような法律は一切知らなかつたのです。何しろ、学校の方で入れてくれるのにはそんな手続きをしなければならないのだらうといふような、はなはだうかりした考え方ですけれども、手続が必要だから書類を送れという話でしたから、たしか私はそういう手紙をもらいまして、入れてあつた書類に判を押して送つております。

あるということは本件のことは、学
問争いから出てきてることは明らか
なんです。あなた方は知つておるか知
らぬか知らないが、知つておらぬ道理
はないと思うが、小野房子なる人物
が、やはりこの女子大の卒業生だろ
うと思うが、一体どういう派閥の側に
立つてゐる人物かわからぬ。こういう
人間の報告を材料として、ある人を人
院させなければならぬかどうかといふ
ことを判断をすることは、非常に危険
があると思う。それですから、十九日に
弟さんが出てきたときに、ただ資料だけ
の鑑定ですでに入院の必要をあなた
が判断されたところだ、入院の手続に対
して疑問があるということ、いわゆる
三十三条の入院を証明するについての
医者としての正式な診察がなかったの
ではないか。これは法務省の人権擁護
局が疑問として報告しておるではあり
ませんか。それに対するあなたの答弁書

さんがついておいでになりませんの
で、二十三日は資料診断の結果を頭の中に入れまして、東さんの動作あるが
はその他いろいろ観察いたしまして、
て、そしてわれわれの最初の予想が間違
いないということで、正式にその入院手
続を二十三日にとったわけでありま
す。正式に受理したのは二十三日でござ
いますから、その結果については、
あとで東さんの弟さんの見えたのがた
しか二十何日ですか、お見えになつた
ときだ、こういうことで処理しながら
ということは御説明したはずであります
す。家に帰られる前に来られまして、
そのときに説明いたしました。

○猪俣委員 私はこれで終りますが、
今の説明にはおつとも承服できません
が、これは、厚生省の役人を呼んで、
いかなる精神衛生法の手続をしておる
か尋ねたいと思します。そんな、診察

〔別冊附録に掲載〕

接收不動産に関する借地借家臨時処理法案に関する報告書

昭和三十一年六月三日印刷

昭和三十一年六月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局